特 定 非 営 利 活 動 法 人

あ げ お 学 童 ク ラ ブ の 会

第 16 回　通常総会 資料集

本冊子は、去る 2022 年 5 月 29 日（日）上尾市青少年センターにて開催された法人総会で可決された議案及び関連資料集です。2021 年度の事業報告（決算）と 2022 年度の事業計画及び運営上重要な文書をまとめました。

特定非営利活動法人あげお学童クラブの会

倫理綱領

私たちは、以下の各綱領に基づき、どの子にとっても通いたくなる学童保育所となるように努めます。

（子どもの権利の擁護と最善の利益）

1. 私たちは、児童の権利に関する条約（＊）の理念に基づき、子どもひとり一人の人格を認め、その声に耳を傾け、最善の利益を目指します。

（暴力の禁止）

2. 私たちは、虐待、体罰、暴言など、子どもの心身を傷つけるあらゆる行為を絶対に行いません。

（差別の禁止・インクルージョン）

3. 私たちは、障がいの有無、人種、民族、性別等で差別しません。また、一人ひとりの違いを互いに尊重し、認め合い、活かし合える関係づくりに努めます。

（安全・安心と育成支援）

4. 私たちは、身体的・精神的苦痛から子どもを守り、心身の変化に気づき、安全と安心の中で毎日を過ごせる環境づくりを行います。また、子どもが自ら様々な経験をする中で、危険を認識し、対応する力を身につけることができるよう支援します。

（子どもの発達の保障）

5. 私たちは、学童保育所が子どもの主体的な遊びを中心とした生活の場であるとの認識に立ち、仲間をはじめ多様な人々とのかかわりを通して、自ら創造性、知性や情緒、社会性を育むことを支援します。

（保護者との連携）

6. 私たちは、子どもの家庭環境を把握し、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築く中で、保護者とともに子どもの育ちを支えます。また、保護者同士をつなぎ、地域の中で子育てをしていける環境づくりに努めます。

（地域・関係機関との連携）

7. 私たちは、学校をはじめ地域の様々な人々・機関（社会資源）との連携を図り、信頼関係を築き、子どもが育つ環境を整えます。

（法令遵守）

8. 私たちは、日本国憲法、児童福祉法をはじめ、関係するすべての法令を遵守し、誠実に仕事をします。

（プライバシーの保護）

9. 私たちは、個人情報を適切に保護し、育成支援を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

（専門職としての責務）

10. 私たちは、日々の振り返りや研修を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

（チームワーク）

11. 私たちは職員同士が連携し、チームとして動くことで、育成支援の質を高めます。

2018 年 3 月 29 日　第 159 回 理事会にて承認

（＊）『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）にうたわれた子どもの権利　参考／「子どもの権利条約」-4 つの柱　ユニセフのホームページより

○生きる権利
子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

○守られる権利
子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

○育つ権利
子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じることが守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

○参加する権利
子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

＜　目次　＞

1. **はじめに・総会議事要旨**……2 ページ
2. **第１号議案・・・２０２１年度事業報告及び決算承認の件**
   （1）2021 年度事業報告……7 ページ
   （2）2021 年度決算報告・決算報告付属明細書……10 ページ
   （3）監査報告書……18 ページ
3. **第２号議案・・・２０２２年度事業計画**
   （1）2022 年度事業計画……19 ページ
   （2）（参考）2022 年度活動予算書・付属明細書……22 ページ
4. **第３号議案・・・定款の一部変更の件**……25 ページ
5. **役員選任**……26 ページ
6. **参考資料**
   （1）　理事会　　……28 ページ
   （2）　経営状況 4 年間の推移……31 ページ
   （3）　監事会　……32 ページ
   （4）　委員会・係　……34 ページ
   （5）　2022 年度児童数　……47 ページ
   （6）　学童保育基礎データ　……48 ページ
   （7）　職員状況・2021 年度労働災害の詳細　……49 ページ
   （8）　法人設立趣旨書・定款・会員規約・学童保育所利用規程　……51 ページ
   （9）　保育ビジョン・保育指針・育成支援指針……67 ページ
   （10）関連法令等　……82 ページ
   （11）運営組織図　……97 ページ

第 1 号議案～第 4 号議案については、2022 年 5 月 29 日の第 16 回法人総会にて賛成多数で可決承認されました。

はじめに

第 16 回通常総会

保護者の皆様には学童保育所の運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。2021 年度の活動報告および 2022 年度の活動予定等を取りまとめた第 16 回総会資料集を作成いたしました。上尾市の学童保育所運営に関する情報だけでなく、学童保育に関する資料集としてもご活用ください。

2021 年度も引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を中心に、上尾市と緊密に連携して学童保育所運営に取り組みました。なによりも学童保育所の運営を継続することと、学童保育所でのクラスター発生防止に注力した結果、前年度同様、保護者会活動はじめキャンプ、子どもまつりなどの会議やイベントが実施できず、保護者の皆様にはご不便とご心配をおかけしたことになったことは、理事一同、大変申し訳なく感じております。

このコロナ禍で保護者会などが開けなくなった期間が長期に及んだ結果、保護者の皆様がお互いの存在を深く知ることなく過ごすようになり、「子どもを真ん中に、職員と保護者が連携して学童保育所で子育てをする」という、本来の学童保育所のあり方が実感できなくなってきています。学童保育所は単なる子どもの預かり場ではなく、子どもが成長していく育ちの塲であること、その場は保護者と職員が一緒に作り上げていくという、学童保育所の目指すべき在り方も遠く忘れ去られようとしています。感染リスクを極力低下させ、子どもが新型コロナウイルスに感染することがないようにできる限りの感染拡大防止対策を継続しつつも、学童保育所が子どもにとって「明日も行きたい場所」であり続けられるよう、理事一同、取り組んでいきます。

2021 年度は保護者会のあり方について多くの方から貴重なご意見をいただきました。2022 年度は各クラブで議論を展開していただき、それぞれのクラブにかなった保護者会や保護者同士の集まりのカタチを作っていただくことになります。場合によっては保護者会が無くなるクラブもあるでしょう。それでも、学童保育所は保護者同士が子どもの育ちを考え、取り組んでいく場所に変わりありません。アフターコロナの時代、保護者の皆様がより安心して学童保育所で一緒の子育てができるように努力を続けて参ります。

入社式

２０２１年度を振り返って

おやつ前にパーテーションを設置しています。

新型コロナウイルスの感染拡大防止では、常に上尾市と密接に連携して対応しました。施設の消毒を徹底し、子どもの活動を制限したり手作りおやつの提供を一時的に中断したりするなど、感染拡大のリスクを極力低下する施策を継続しました。残念ながら学童保育所関係者が陽性になったケースは相当数確認されましたが、大規模な感染拡大につながる事態は避けることができました。これはひとえに、保護者の皆様のご理解とご協力をいただいた結果です。ありがとうございました。

大規模学童保育所への対応としては、長年の懸案となっていた東町学童保育所の小学校敷地内移転がようやく実現し、2022 年 1 月から「東町小学童保育所」として移転開所となりました。東町学童保育所の保護者会は長年、校内移転のために大変な苦労を積み上げてこられました。そのかいあっての移設実現でした。関係者の皆様のご尽力に心より御礼申し上げます。入所児童数が急増した平方学童保育所は、夏季休暇期間中に上尾市のご厚意で平方東小学校内を借用することができました。子どもたちの居場所を確保するために関係各位が組織の垣根を越えて協力してくださっています。心よりお礼申し上げます。

組織運営では前年度に続いて事務作業のスリム化、ＩＴ化を推進しました。ＳＮＳも活用し、職員間の情報共有にプラスとなるように試行錯誤を繰り返しながら業務の効率化に取り組みました。会員制度の変更が定款の変更によって実現の運びとなりました。

東町小学童保育所

職員と保護者理事で組織する「育成支援委員会」が、上尾の学童保育所における「育成指針」を取りまとめました。学童保育所における子どもとの関わりの基本となるものです。

２０２２年度の学童保育所運営

アフターコロナの時代、どのような保護者同士のつながりが、学童保育所における共同の子育てを実現できるか、模索する一年になります。各クラブで保護者さんがそれぞれの思いで、どのようなつながりが学童保育所での子どもたちの育ちに関わることができるのか、話し合っていただくことになります。職員や理事会はその話し合いをしっかりとフォローしていきます。上尾の学童保育所は、１９７０年の発足時から保護者によって運営され、ＮＰＯ

法人発足後は保護者の運営参画ということを基本路線としてきました。このことは、会員制度が変更となっても変わりありません。新たに正会員となっていただいた方々とともに、保護者の運営参画についても検討を続けていきます。

大規模学童保育所の解消は引き続きの重要課題です。平方学童保育所を筆頭に、東小学童保育所、中央小学童保育所など児童数が増加している学童保育所はまだまだ多数あります。２０２２年度は予想を大きく上回る新規入所者数となりました。学童保育所への市民のニーズはますます高まっていることは間違いありません。上尾市のご理解とご協力をもとに、上尾の学童保育所が子どもの安全安心な居場所であり続けられるように努力してまいります。

学童での遊びの様子です

2022 年 5 月 29 日(日) に第 16 回総会を開催し、本冊子に掲載したすべての議案が承認されました。

特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会　第 16 回通常総会　議事録（要旨抜粋）

日時：2022 年 5 月 29 日(日)　13：30～14：45　場所：上尾市青少年センター会議室

1. 議長・書記・議事録署名人の選出。以下の方（正会員）を選出。
   議長　彦久保美穂さん・斎ヶ原佳子さん
   議事録署名人　大町栄さん・長谷川樹さん
2. 総会成立の確認　出席正会員数 32 名、書面表決書提出 14 名、合計 46 名
   議決有効会員数 50 名に対し過半数を超えたので、成立した。
3. 第 1 号議案　2021 年度事業報告及び決算承認の件
   長谷川義水副理事長及び佐藤智香子財務委員長より説明
4. 監査報告　茂木希監事より報告
5. 第 2 号議案　2022 年度事業計画の件
   萩原和也代表理事より説明
6. 第 3 号議案　定款の一部変更の件
   萩原和也代表理事より理由と変更箇所を説明
7. 第 4 号議案　2022 年度役員選任の件
   桑原明子専務理事人事委員長より説明
8. 質疑：当日出席の正会員 3 名から質問があり、田畠千春常任理事、桑原明子事務局長、萩原和也代表理事がそれぞれ回答した。
9. 採決　すべての議案について、以下の通り、可決した
   第 1 号議案　賛成 44 名（出席者 30 名、書面議決権行使 14 名）
   第 2 号議案　賛成 43 名（出席者 30 名、書面議決権行使 13 名）
   第 3 号議案　賛成 44 名（出席者 30 名、書面議決権行使 14 名）
   第 4 号議案　賛成 44 名（出席者 30 名、書面議決権行使 14 名）
   以上、第 1・2・4 号議案については半数となる 26 名以上、第 3 号議案については 4 分の 3 となる 38 名以上の賛成により可決。
10. 理事の紹介及び挨拶
11. 議長の解任
12. 定年退職者への感謝状贈呈、永年勤続表彰
    感謝状贈呈…白濵裕子職員（東町小学童保育所 A）
    永年勤続表彰…長谷川義水職員（育成支援部長・15 年）、河内靖成職員（上尾小学童保育所・15 年）
    松本絵梨香職員（平方西学童保育所・15 年）
    ※岸あい子職員（大石南小学童保育所）への感謝状贈呈、中村加奈職員（東小学童保育所・15 年）、木村貴臣職員（平方学童保育所・10 年）の永年勤続表彰は後日実施
13. 閉会

特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会

2021 年度役員名簿（2022 年 3 月現在）

役名	氏名
会　　長	小原　京子
副会長（常任理事・財務委員）	夏原　千幸
副会長（常任理事・人事委員兼財務委員）	鴛海　雅弘
理事長（代表理事）	萩原　和也
副理事長（常任理事・育成支援部長兼人事副委員長）	長谷川　義水
専務理事（事務局長兼人事委員長）	桑原　明子
常任理事（育成支援委員長兼エグゼクティブマネジャー）	鈴木　孝徳
常任理事（総務部長兼財務委員長）	佐藤　智香子
常任理事（特別支援保育委員長兼チーフマネジャー）	田畠　千春
理事（育成支援委員兼保護者会のあり方会議議長）	西川　正
理事（人事委員）	照岡　賢広
理事（特別支援保育委員）	中富　英二
理事（人事委員）	石田　真理
理事（大規模対策担当）	齋藤　雅也
理事（特別支援保育委員兼大規模対策担当）	木下　宏美
理事（保護者会のあり方会議担当）	綾部　弘一郎
理事（特別支援保育委員）	竹澤　友輝
理事（特別支援保育委員兼エリアマネジャー）	河内　靖成
理事（育成支援委員兼エリアマネジャー）	松本　絵梨香
理事（育成支援委員兼エリアマネジャー）	齋藤　みどり
理事（財務委員兼エリアマネジャー）	菊地　直美
理事（財務委員兼エリアマネジャー）	池田　暁希
監　　事	茂木　希
監　　事	豊田　健介
監　　事	嶋根　琢磨
相　談　役	松浦　亨

第１号議案

２０２１年度事業報告および決算承認

ＮＰＯ法人あげお学童クラブの会は、「保育事業」「保護者との協働運営」「法人組織運営」の３要素を事業の中核としています。この３要素ごとに、恒常的な目標（中長期の目標）、短期的目標（単年度で取り組む目標）を設定し、事業を遂行してきました。下記の表の「短期的目標結果」の「〇」や「△」「×」は、１年間の事業結果に対し、理事会で自己評価を行ったものです。

活動(3要素)	中長期的な目標	短期的（年度）目標	短期的目標結果	評価
保育事業	大規模学童保育所の解消､小学校敷地外学童保育所の敷地内移転	大規模学童保育所の解消と敷地外学童の小学校敷地内移転に向けて環境整備	東町学童保育所の小学校敷地内移転（2022年1月)。平方学童保育所の平方東小学校図工室を利用した分散保育実施（夏休み)。	○
	職員欠員の解消	年度内欠員解消（前年度より継続）	正規職員を年間20名採用したが、初任者離職数増等の理由により、2021年度末に2カ所の学童保育所で欠員が生じた。	△
	職員資質向上	研修による育成支援の充実（前年度より継続）	コロナ禍ではあったがリモート研修を積極的に実施した。2022年4月から研修室を設置しより計画的な研修実施ができるよう体制を整備した。	○
	特別支援児保育の充実	研修強化（前年度より継続）	担当職員への研修、学習会を年間を通じて実施した。	○
保護者との協働運営	保護者会のあり方を根本から検討	理事､会員有志で『保護者会のあり方』について協議する会議体を設置、協議する	『保護者会のあり方会議』を設置。保護者懇談会も開催し、今後の保護者会の方向性について代表者会議にて提示した。	○
	保護者会運営の支援･促進	保護者会会長、役員向けに『代表者懇談会』をオンラインにて定期開催	コロナ禍で定期的な開催とまではいかなかったが、2021年度内に3回開催、代表者会議も2回開催した。	○
	子育ての場の気持ちを共有し学童保育事業への理解の拡大	子育て交流会は2021年5月時点で中止の予定。代替行事については慎重に検討	コロナ禍で代替行事も含め開催できなかった。	×

	参加創造型イベントによる学童のアピール	子どもまつりの 2021 年度開催は中止。次年度開催に向け、理事から実行委員を選出。感染対策を講じたイベント実施の可能性について検討。	コロナ禍で次年度開催へ向けての実行委員会も含め開催できなかった。	×
法人組織運営	業務の質的水準の平準化	各種研修の充実	労務関連等、育成支援以外の業務についての研修を実施した。	○
	安全管理体制の再点検	児童の安全マニュアルの改訂（前年度より継続）	策定作業中。グループ学童間でけがやヒヤリハットを共有し再発防止を検討、全学童でデータ共有し確認できるようにした。	△
	ＮＰＯ法人会員資格	定款変更後、会員規約の制定	会員規約を制定し、会員を正会員・一般会員・賛助会員の三種類とした。	○
	財政基盤の強化	単年度赤字解消の方策検討	経費削減、補助金増額により、単年度赤字を概ね解消できた。	○
	送迎支援の拡充	敷地外学童の下校時の送迎支援事業の拡大	学校敷地外で、登所ルート（下校路）の危険度が高い６学童に対し送迎支援を実施。2022 年 4 月からは 12 学童に拡大できた。	○

＜表より重点事項＞

１）保育事業

◇大規模学童保育所の解消、小学校敷地外学童保育所の敷地内移転

今年度も重点課題として、上尾市、市議会、保護者の皆様の多大なるご協力を得て、ひきつづき大規模学童の解消に取り組みました。2021 年度は、2022 年 1 月に東町学童保育所を東町小学校内プレハブ校舎へ移転することができました。また、平方学童保育所が、夏休み期間に平方東小学校の図工室をお借りし分散保育を実施することができました。2022 年 4 月からは 1 年間限定ではありますが、平方東小学校多目的室を利用した分散保育を通年で実施しています。

◇職員資質向上

2018 年から検討を始めた育成支援の指針が、今年度 9 月 15 日に vol.1 として完成しました。学童ごとに児童数や立地条件の違いはありますが、保育の目指すべき方向を全職員で確認しました。また、社会人資質として問われる事例が多くうかがえたため、社会人教養に関しての研修も実施しています。

2022 年 4 月に新たに「研修室」を設置し、さらなる研修の充実を目指しています。

２）保護者との協働運営

◇保護者会のあり方を根本から検討

2021 年度は保護者会のあり方について検討する会議体を発足し、議論を重ねてまいりま

した。保護者有志の方々と「保護者会」についての意見交換も行い、その結果を代表者会議で全学童へ伝える機会を設けました。

2022 年度は各保護者会単位で今後の保護者会運営について検討をしていただく予定です。今後も、法人として、保護者会の話し合いのサポートをしていくこととしています。

◇子育て交流会・子どもまつり

2021 年度も新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、残念ながら開催はできませんでした。2022 年度も厳しい状況ですが、できることから模索していきたいと考えています。

３）法人組織運営

◇ＮＰＯ法人会員規約の制定

第 15 回総会で定款の一部を変更し、会員制度を「正会員」「一般会員」「賛助会員」の３区分とし、詳細を「会員規約」に定め、2022 年 4 月からの制度運用開始に向け準備をしてきました。

会員規約については、2021 年 10 月 30 日の代表者会議で東側と西側の２回に分けて丁寧な説明を行いました。また一般の保護者会会員にも資料を配布し周知しました。そういった経緯もあり、次年度への継続や入所の手続きの際に、正会員となるかの確認を混乱することなく行うことができました。

◇敷地外学童の下校時の送迎支援事業の拡大

小学校から学童保育所までの登所（下校）については、小学校の管理下にあるため今までは登所ルートに危険があったとしても職員の付添はできませんでしたが、2021 年度からは補助金制度を活用し、職員が付き添うことができるようになりました。また特別支援児の学校敷地外学童への登所についても職員が付き添いを行うこととなり、ご家庭での福祉ヘルパーの手配が不要となりました。

2021 年度は６学童保育所（上平北、平方、平方西、東町（小学校内に移転するまで)、大谷、大谷第二）において送迎支援を実施しました。

2022 年 4 月からは、更に通学路外にある学童保育所にも範囲を広げ、計 12 カ所の学童保育所で送迎支援を実施することが決定しています。

2021年度　特定非営利活動に係る事業会計活動計算書

２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日まで

特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会（第１号議案）

（単位：円）

科　　目	金額		備考
Ⅰ　経常収益			
1　会費・入会金収入			
1）正会員会費	20,833,000		
賛助会員会費	50,000	20,883,000	
2　事業収入			
学童保育事業費			
1）保育料収入	300,814,496		
2）入所金収入	9,139,000		
3）時間外等雑収入	1,070,000		
4）保育料返金額	−4,636		
5）保育費返金額	−2,650		
		311,016,210	
3　補助金等収入			
1）事業委託料収入	481,508,450		
2）市補助金（事業費補助金）	14,175,500		
3）市補助金（管理委託料）	0	495,683,950	
4　寄附金収入			
	0	0	
5　その他収入			
退職給料引当金戻入	4,374,935		
雑収入	109,786	4,484,721	
経常収益計			832,067,881
Ⅱ　経常費用			
1　事業費			
（1）学童保育事業費			
1）人件費	618,963,643		
2）保育費	55,577,225		
3）学童保育事業運営費	86,363,654		
4）退職金	100,000	761,004,522	
(2)　子育て支援企画事業費	0	0	
(3)　子育て支援販売業費	0	0	
2　管理費			
1）人件費	50,784,253		
2）管理運営費	17,056,302	67,840,555	
3　予備費			
予備費	0	0	
4　基金積立金			
退職給料引当金繰入	3,012,963	3,012,963	
経常費用計			831,858,040
Ⅲ　経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ　経常外費用			
1）雑損失	943,212		
経常外費用計		943,212	943,212
当期正味財産増減額			−733,371
前期繰越正味財産額			53,619,516
次期繰越正味財産額			52,886,145

2021年度　特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

２０２２年3月３１日

特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会（第１号議案）

（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現金及び預金	20,134,077		
未収入金	548,215		
立替・仮払い金	6,134,750		
流動資産合計		26,817,042	
2　固定資産			
建物	62,520,129		
車両運搬具	2		
什器備品	7,230,989		
敷金	3,836,670		
保証金	4,036,000		
出資金	5,000		
固定資産合計		77,628,790	
資産合計			104,445,832
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
未払い金			
前受金	37,017,990		
預り金	11,438,934		
仮受金	89,800		
短期借入金	0		
流動負債合計		48,546,724	
2　固定負債			
退職給料引当金	3,012,963		
固定負債合計		3,012,963	
負債合計			51,559,687
Ⅲ　正味財産の部			
前期繰越正味財産		53,619,516	
当期正味財産増減額		−733,371	
正味財産合計			52,886,145

2021年度　特定非営利活動に係る事業会計財産目録

２０２２年3月３１日

特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会（第１号議案）

（単位：円）

科　　目	数　量	金　　額		
Ⅰ　資産の部				
1　流動資産				
現金　現金手元預かり高		3,731,736		
小口現金				
普通預金　埼玉りそな銀行上尾西口支店		6,206,658		
普通預金　埼玉りそな銀行上尾西口支店（施設費）		3,345,486		
ゆうちょ銀行　振替口座		833,677		
ゆうちょ銀行　総合口座		0		
楽天銀行		6,016,520		
未収保育料・立替え金等	45クラブ分	6,682,965		
流動資産合計			26,817,042	
2　固定資産				
建物		62,520,129		
車両運搬具		2		
什器備品		7,230,989		
敷金		3,836,670		
保証金（民設民営学童保証金）		4,036,000		
出資金		5,000		
固定資産合計			77,628,790	
資産合計　(A)				104,445,832
Ⅱ　負債の部				
1　流動負債				
未払い金				
前受金		37,017,990		
預り金		11,438,934		
仮受金		89,800		
短期借入金		0		
流動負債合計			48,546,724	
2　固定負債				
民設民営学童整備引当金				
退職給料引当金		3,012,963		
固定負債合計			3,012,963	
負債合計　(B)				51,559,687
正味財産　(C)				52,886,145

2021年度　キャッシュ･フロー計算書

２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日まで

特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会（第１号議案参考資料）

（単位：円）

科　　目	金　額
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー	
（１）当期正味財産（＋）	−733,371
（２）非資金の費用項目	
１．減価償却費（＋）	5,306,735
２．諸引当金の増加（＋）・減少（－）額	−1,361,972
（３）回収・支払サイト	
１．受取手形の増加（－）・減少（＋）額	0
２．売掛金の増加（－）・減少（＋）額	0
３．その他の流動資産の増加（－）・減少（＋）額	−1,917,853
４．支払手形の増加（＋）・減少（－）額	0
５．買掛金の増加（＋）・減少（－）額	0
６．前受金の増加（＋）・減少（－）額	1,781,640
７．その他の流動負債の増加（＋）・減少（－）額	1,721,452
８．その他の固定負債の増加（＋）・減少（－）額	0
（Ⅰの計）	4,796,631
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
１．有価証券の購入（－）・売却（＋）額	0
２．短期貸付金の貸付（－）・回収（＋）額	0
３．土地の購入（－）・売却（＋）額	0
４．減価償却資産の増加（－）・減少（＋）額	0
５．無形固定資産の増加（－）・減少（＋）額	−643,500
６．投資有価証券の購入（－）・売却（＋）額	0
７．長期貸付金の貸付（－）・回収（＋）額	0
８．その他の固定負債の増加（－）・減少（＋）額	0
９．繰延資産の増加（－）・減少（＋）額	0
（Ⅱの計）	−643,500
フリーキャッシュ・フロー（Ⅰ＋Ⅱ）	4,153,131
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
１．短期借入金の増加（＋）・減少（－）額	−8,500,000
２．長期借入金の増加（＋）・減少（－）額	0
３．剰余金の配当の支払（－）額	0
（Ⅲの計）	−8,500,000
Ⅳ　キャッシュの増加・減少額（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）	−4,346,869
Ⅴ　キャッシュの期首残高	24,480,946
Ⅵ　キャッシュの期末残高（Ⅳ＋Ⅴ）	20,134,077

財務諸表の注記

特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会

１．重要な会計方針

財務諸表の作成は、ＮＰＯ法人会計基準（2010 年 7 月 20 日、2011 年 11 月 20 日一部改正ＮＰＯ法人会計基準協議会）によっています。

２．減価償却について

定額法で行っています。

３．内訳（2021 年度決算報告付属明細書を参照のこと）

（１）事業費福利厚生費は 2021 年度予算が 800,000 円のところ決算では 1,584,672 円となっています。福利厚生費は、上尾市勤労者福祉サービスセンターの会費と職員健康診断費用に充てていますが、2021 年度は健康診断の受診者が増加したため金額が膨らみました。

（２）事業費雑費は 2021 年度予算が 500,000 円のところ決算では 922,246 円となっています。これは実際には、雑費 373,440 円と消耗品費 548,806 円とに分けています。雑費は主に保育中にけがをした児童のタクシー料金に充てており、毎月平均して 20,000～30,000 円かかっています。今期はさらに東町学童保育所引っ越し費用 221,650 円を含んでいます。消耗品費は 45 クラブで使う事務用品や防災用品、コロナウイルス感染防止対策品の購入費、パソコン周辺機器購入費用です。

（３）管理費雑費・諸謝金は 2021 年度予算が 300,000 円のところ決算では 269,351 円となっています。主な内訳はＮＰＯ法人登記手続代理人費用 25,694 円、法人役員賠償保険料 180,210 円、事務局エアコン修理費用 16,390 円です。

（４）雑損失 943,212 円の主な内訳は、2020 年度以前に発生した未納保護者負担金の雑損処理分（5 クラブ 6 名）571,746 円、保護者負担金減免差額分の返金合計 329,100 円です。尚、未納保護者負担金の雑損処理分は会計上のことであり引き続き支払い請求は続けます。

４．固定資産の増減内訳

2021 年度に新たに取得した固定資産は給与計算用パソコンソフト（643,500 円）です。償却期間は 5 年です。

車両運搬具は法人所有の軽乗用車（2 台）です。

科目	期首帳簿価格	当期取得額	当期償却額	期末帳簿価格	減価償却累計額
建物	66,840,951	0	4,320,822	62,520,129	10,714,052
車両運搬具	2	―	0	2	2,009,998
什器備品	7,573,402	643,500	985,913	7,230,989	2,313,086
合計	74,414,355	643,500	5,306,735	69,751,120	15,037,136

参考

科目	取得価格
建物	73,234,181
車両運搬具	2,010,000
什器備品	9,544,075
合計	84,788,256

2021年度　特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会　決算報告付属明細書

期間：2021年4月1日～2022年3月31日

特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会（第1号議案参考資料）

Ⅰ 収入の部

（単位：%）　（単位：%）　（単位：円）

勘定科目		2020年決算①	2021年予算②	2021年決算③	前年実績比 ③/①	予算比 ③/②	比較増減 ③-②	備　考
大科目	小科目							
会費収入	正会員	19,263,000	**20,000,000**	**20,833,000**	108	104	833,000	2021年4月は約1820世帯
	賛助会員	43,000	**40,000**	**50,000**	116	125	10,000	
事業収入	保育料	256,223,430	**295,000,000**	**300,814,496**	117	102	5,814,496	2021年4月分は約2,800万円
	入所金	8,017,700	**8,600,000**	**9,139,000**	114	106	539,000	617名分+途中入所分
	時間外等収入	925,800	**800,000**	**1,070,000**	116	134	270,000	
	保育料（窓口返金分）	−3,816,907	**0**	**−4,636**				
	保育費（窓口返金分）	−1,323,363	**0**	**−2,650**				
補助金等収入	事業委託料	392,321,790	**430,838,000**	**481,508,450**	123	112	50,670,450	
	事業委託料（臨時開所追加	28,763,200	**0**	**0**				2021年度は無し
	事業補助金（市単独補助）	96,880,035	**16,865,000**	**14,175,500**	15	84	−2,689,500	保護者負担金減免差額分
	管理委託料（市単独補助）	5,000,000	**0**	**0**	0	#DIV/0!	0	2021年度から事業委託料に含む
基金積立	退職給料引当金戻入	4,374,935	**4,374,935**	**4,374,935**	100	100	0	経験加算退職金分（基金）
寄付金収入	寄付金	100,000		**0**	0	#DIV/0!	0	
雑収入	雑収入	13,786,362	**100,000**	**109,786**	1	110	9,786	
当期収入合計（A）		820,558,982	**776,617,935**	**832,067,881**	101	107	55,449,946	
前年度繰越金		31,513,600	**53,619,516**	**53,619,516**	170	100	0	
収入合計（B）		852,072,582	**830,237,451**	**885,687,397**	104	107	55,449,946	

2021年度　特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会　決算報告付属明細書

期間：2021年4月1日～2022年3月31日

特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会（第1号議案参考資料）

Ⅱ支出の部

（単位：%）　（単位：%）　（単位：円）

勘定科目		2020年決算①	2021年予算②	2021年決算③	前年実績比 ③/①	予算比 ③/②	比較増減 ③−②	備　考
大科目	小科目							
事業費	正規職員給料	266,302,605	270,000,000	271,354,144	102	101	1,354,144	45クラブ勤務正規職員基本給と各種手当
	パート職員給料	125,964,987	135,000,000	140,959,750	112	104	5,959,750	非常勤職員約300人分賃金
	正規職員賞与	66,514,160	71,500,000	65,489,520	98	92	−6,010,480	45クラブ勤務正規職員賞与
	正規退職金	0	0	100,000	—	—	100,000	
	法定福利費	53,233,767	60,000,000	59,325,017	111	99	−674,983	社会保険料等
	福利厚生費	17,792,909	800,000	1,584,672	9	198	784,672	上尾市勤労者サービスセンターの入会金及び会費
	退職金掛金	3,801,750	13,000,000	12,497,024	329	96	−502,976	正規職員退職金掛金（DCと生命保険）
	特別支援児担当職員給料	45,694,476	50,000,000	67,753,516	148	136	17,753,516	支援児担当非常勤職員給与、手当
	人件費小計	579,304,654	600,300,000	619,063,643	107	103	18,763,643	
	食料費	35,693,818	48,108,000	42,926,623	120	89	−5,181,377	おやつ代(1人2,650円のうち2,000円)
	教材費	4,707,544	4,810,800	4,955,990	105	103	145,190	教材費（1人2,650円のうち200円）
	消耗品費	4,833,502	4,810,800	4,520,322	94	94	−290,478	衛生消耗品費等（1人2,650円のうち200円）
	行事費	2,289,478	4,810,800	3,163,382	138	66	−1,647,418	子ども活動費（1人2,650円のうち200円）
	その他	4,474	1,202,700	10,908	244	1	−1,191,792	上記4項目以外（1人2,650円のうち50円）
	保育費小計	47,528,816	63,743,100	55,577,225	117	87	−8,165,875	保育費は1人1カ月2,650円
	水光熱費	17,218,693	18,000,000	18,247,574	106	101	247,574	電気・ガス・水道・灯油・浄化槽清掃
	通信費	4,771,104	5,000,000	5,605,906	117	112	605,906	電話・FAX・インターネット接続料・郵送料+手数料他
	地代	1,697,700	1,700,000	1,692,300	100	100	−7,700	年度末払い
	駐車場料金（職員駐車場）	−1,460,200	0	52,800	−4	#DIV/0!	52,800	各学童職員駐車場・駐輪場料補助
	学童駐車場補助	2,169,000	2,200,000	1,980,750	91	90	−219,250	保護者会利用駐車場料金全額補助
	維持管理費	3,343,834	3,500,000	2,988,815	89	85	−511,185	コピー・印刷機リース料
	保険料	460,660	500,000	509,820	111	102	9,820	学童保育所施設賠償責任保険料
	旅費交通費	56,820	100,000	32,808	58	33	−67,192	研修交通費（平日研修時）
	保護者会運営費	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	0	キャンプ費補助、当初予算では計上見送り
	ひとり親家庭補助	15,053,100	16,865,000	14,175,500	94	84	−2,689,500	市からの減免補助金の支出分
	第二学童賃借料	37,204,721	39,000,000	36,066,751	97	92	−2,933,249	民設民営学童家賃＋契約更新料
	交際費	165,646	200,000	113,160	68	57	−86,840	学童保育所保護者会による中元・歳暮代
	修繕費	1,419,424	3,000,000	1,959,324	138	65	−1,040,676	修繕・トイレ改修費
	小備品費	11,393,773	3,000,000	2,015,900	−	67	−	備品購入代
	雑費	7,618,075	500,000	922,246	12	184	422,246	児童の病院搬送時タクシー代金、未収保護者負担金等
	学童保育事業運営費小計	101,112,350	93,565,000	86,363,654	85	92	−7,201,346	
	(1)学童保育事業	727,945,820	757,608,100	761,004,522	105	100	3,396,422	学童保育事業費総計
	(2)子育て支援企画運営事	0	0	0	−	#DIV/0!	0	2021年度子どもまつりは見送り
管理費	役員報酬	14,052,989	14,100,000	14,206,500			106,500	理事長、専務理事、有識者監事の計3人
	正規職員給与	14,918,987	12,800,000	12,567,175	84	98	−232,825	事務局4名分の給与と各種手当
	パート職員給与	1,068,172	1,400,000	1,261,528	118	−	−138,472	事務局非常勤職員給与（1人分）
	正規職員賞与	3,616,582	3,200,000	2,969,500	82	93	−230,500	事務局4名分の賞与
	正規退職金	0	1,361,972	7,585,214	100	375	6,223,242	正規職員1人退職金（市連協時代の積立金から）
	法定福利費	9,918,099	9,900,000	9,097,148	92	92	−802,852	社会保険料等
	福利厚生費	5,502,408	3,200,000	2,853,869	52	89	−346,131	産業医報酬、職員検便・健康診断費・インフルエンザ補助等
	中退共掛金	222,000	2,000,000	243,319	110	12	−1,756,681	事務局職員退職金掛金（DCと生命保険併用）
	人件費小計	49,299,237	47,961,972	50,784,253	103	106	2,822,281	
	会議費	776,232	700,000	250,632	32	36	−449,368	会議室使用料
	活動費	15,686	20,000	0	0	0	−20,000	
	通信費	2,392,805	2,500,000	2,893,607	121	116	393,607	一斉配信メール運用費、電話、ネット接続料・切手・送料・レタックス等
	コピーリース料			703,104	#DIV/0!	#DIV/0!	703,104	事務局高性能印刷機リース料金
	事務消耗品費	303,176	300,000	357,818	118	119	57,818	事務局使用事務消耗品代
	備品費	315,630	300,000	174,247	55	58	−125,753	新規開設クラブ初期購入備品代
	印刷費	701,868	800,000	634,243	90	79	−165,757	印刷消耗品代
	減価償却費	3,472,674	4,000,000	5,306,735	153	133	1,306,735	新設民営学童保育所改修費用、大型エアコン
	賃借料	1,200,000	1,200,000	1,200,000	100	100	0	大石北泉台ライフビル3階分
	駐車場代補助	305,100	400,000	503,000	165	126	103,000	事務局職員駐車場補助
	租税公課	15,850	10,000	13,750	87	138	3,750	
	管理諸費	1,588,000	1,588,000	1,589,500	100	100	1,500	労務・会計顧問料
	維持管理費	2,129,117	3,000,000	1,738,450	82	58	−1,261,550	新型タイムレコーダー更新費用
	採用研修費	291,434	2,500,000	689,714	237	28	−1,810,286	求人広告費、外部研修参加費
	諸会費	1,934,600	1,000,000	19,400	1	2	−980,600	
	交際費	9,140	100,000	22,660	248	23	−77,340	電報、総会の勤続祝い等
	予備費	0	2,066,416	0		0	−2,066,416	
	雑費・諸謝金	358,963	300,000	269,351	75	90	−30,649	
	支払利息	618,009	620,000	690,091	—	—	187,945	埼玉りそな銀行より短期借入金利息代
	保証金償却	224,640	250,000	0	—	—	187,945	2021年度は計上無し
	管理運営費小計	16,652,924	21,654,416	17,056,302	102	79	−4,598,114	
管理費合計		65,952,161	69,616,388	67,840,555	103	97	−1,775,833	
引当金	**退職給料引当金繰入**	4,374,935	3,012,963	3,012,963	—	—	0	
雑損失		180,150	0	943,212	524	#DIV/0!		
当期支出合計（C）		798,453,066	830,237,451	832,801,252	104	100	2,563,801	
当期収支差額(A)−(C)		22,105,916	−53,619,516	−733,371	—	—	52,886,145	
収支差額(B)−(C)		53,619,516	−	52,886,145	—	—	52,886,145	

監　査　報　告　書

私たち監事は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、2021 年度（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）の特定非営利活動法人あげお学童クラブの会の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

1　監査の方法及びその内容

監事会は、監査の方針等を定め、各監事から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監事は、他の監事と情報交換を図り、監査計画に従い、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当法人事務局及び学童保育所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）及び財産目録について検討いたしました。

2　監査の結果

（1）業務執行の状況について

当法人の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）財産の状況について

事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）及び財産目録は、法令及び定款に従い、当法人の状況を適正に表示しているものと認めます。

２０２２年5月１４日

特定非営利活動法人あげお学童クラブの会

監事　茂木希

監事　嶋根琢磨

第 2 号議案

２０２２年度事業計画（案）

2022 年度は上尾市内で 46 単位の学童保育所を一括運営します。保護者と職員の協働によるＮＰＯ法人として、学童保育所の運営に際し子どもの最善の利益を最優先にして事業を計画します。しかし、依然として新型コロナウイルス流行に伴う感染拡大が続いています。社会活動が平穏に戻った段階で、改めて理事会にて事業計画を再検討します。

あげお学童クラブの会の３要素

保育事業	保護者との協働運営	法人組織運営
学童保育を必要とするすべての子どもが学童保育に通えること、豊かな放課後を過ごせるようにすることの基盤を整えること	保護者と職員が子どもたちの豊かな放課後の時間を過ごせるようにするために、各々の学童保育所をともに運営していくこと	長期的に安定し持続的に発展可能な組織運営を実現することで子どもたちによりよい学童保育を提供していくこと

活動（3 要素）	中長期的な目標	短期的（年度）目標
保育事業	子どもの人権を守るセーフティーネットとしての学童になる	各機関との更なる連携/全職員に向けた研修の実施
	学童の大規模化の解消、小学校敷地外学童保育所の敷地内移転	市民のニーズを確認しながら、学童の大規模化解消に向け事業内容を検討/小学校敷地内移転に向けて環境整備
	職員欠員の解消	欠員解消に向け、求人方法を検討/早期離職者減少に向け、相談窓口を設置
	職員資質向上	研修体系を確立する/評価制度の導入
	特別支援児保育の充実	定期的な研修、交流学習会の実施
保護者との協働運営	保護者会のあり方を根本から検討	各学童の保護者組織をめぐる具体的な問題点への個別、具体的な対応
	子育ての場の気持ちを共有し学童保育事業への理解の拡大	特別支援児の保護者を対象とした子育て交流会実施の検討/保護者参加の子育てに関する講演実施の検討

	参加創造型イベントによる学童のアピール	子どもまつりの 2022 年度開催は中止。次年度開催に向け、理事から実行委員を選出。感染対策を講じたイベント実施の可能性について検討。
法人組織運営	業務の質的水準の平準化	育成支援事務実務の IT 化の促進
	安全管理体制の再点検	児童の安全マニュアルの改訂（前年度より継続）
	安定した法人運営/財政基盤の強化	市民のニーズに沿った新規事業の検討/給与体系の見直し
	事業規模拡大に伴う法人組織の再検討	組織の内部構成の確認、適切な統治モデルの選定

＜表より重点事項＞

１）保育事業

2022 年 4 月現在、あげお学童クラブの会の学童保育所には 2,318 名の児童が在籍しています。学童保育所に通う全ての児童が安心して利用できる学童クラブであるために、2022 年も引き続き学童保育を必要とするすべての子どもが学童保育所に入所できる方針を守っていきます。

70 名以上の超大規模学童（今泉小学童、東小学童、中央小学童、西小なかよし児童クラブ、平方学童）については、上尾市と常に情報を共有しながら大規模解消に向けて取り組んでまいります。また、大規模学童間で職員の意見交流を積極的に設け、健全な子どもの育ちを守るためにどうしたらよいかを協議し、ソフト面でも問題解決に努めていきます。

今年度から職員の研修全体を統括する研修室を設けました。これまで課題に挙げられていた職員資質の向上について、育成支援委員会と共に、現状の分析とＮＰＯ法人が掲げる育成支援の方針を実行していくために必要な育成支援の本質を深く理解することと、具体的な実践を行えるスキルの向上を目指します。「放課後児童クラブ運営指針」（厚生労働省策定）に基づいた職員の意識改善や採用時の研修強化など社会人としての資質向上にも継続して取り組みます。

２）保護者との協働運営

上尾市の学童保育は 1970 年代、保護者による個々の学童保育所運営から始まりました。2006 年に設立したＮＰＯ法人はそれまでの長年にわたる保護者と職員の協働運営を基礎としています。学童保育所においては、子どもの育ちを考えるのは保護者（会）であり職員たちです。しかし、2020 年度から続く新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、保護者会やキャンプ、行事等がほとんど開催できない状況の中、昨年度保護者会のあり方について協議する会議体を発足し、本来の「共同保育」の理念を実践できる『保護者会』について話し合いを行ってきました。2022 年度は、この話し合いをもとに

各学童の保護者会で、保護者同士のつながりや保護者と職員とでの子どもの様子の伝えあいなど大事にしたいところを整理しながら、今後の保護者会のあり方を議論していただければと考えます。各保護者会での議論を進める参考になるよう、保護者同士の交流の機会を新型コロナウイルス感染予防も考慮しながら設ける予定です。

コロナウイルス流行に伴い、数年間実施できなかった子育て交流会を再開できるよう参加しやすい方法や懇談の内容も踏まえて準備を進めていきます。

保護者にとって、子育ての助けになるような保護者向け講演会を開催できるように議論をしていきます。

３）法人組織運営

引き続き公的支援の充実を上尾市に求めていきます。また、年度内での欠員による補助金減額を防ぐためにも、職員が長く働き続けられるような対策を講じていきます。

事業規模が拡大していることから、これまで以上に迅速な業務執行や施策が必要になってきます。そのためにはどのような組織構成であるべきなのかを検討をしていきます。

現在の大石公民館放課後子供教室への職員派遣を 2022 年度も引き続き行っていきます。また、今後の放課後子供教室の運営方法について、上尾市から要請があれば協力していきます。

学童クラブの支援員が育成支援事務実務業務を円滑に行えるよう、パソコンを複数台導入する等、環境整備を行ってまいります。

2022年度　特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで
特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会（第2号議案参考資料）

（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ　経常収益			
1　会費・入会金収入			
正会員会費	40,000		
賛助会員会費	10,000	50,000	
2　事業収入			
(1) 学童保育事業費			
保育料収入	320,000,000		
入所金収入	9,300,000		
法人運営費収入	22,000,000		
時間外利用料	900,000	352,200,000	
(2) 子育て支援企画事業収入	0	0	
3　補助金等収入			
事業委託料収入	475,208,000		
事業補助金収入	14,000,000	489,208,000	
4　寄附金収入	0	0	
5　その他収入			
退職給料引当金戻入	3,012,963		
雑収入	100,000	3,112,963	
経常収益計			844,570,963
Ⅱ　経常費用			
1　事業費			
(1) 学童保育事業費			
人件費	655,950,000		
保育費	66,200,000		
学童保育事業運営費	95,200,000	817,350,000	
(2)　子育て支援企画事業費	0	0	
2　管理費			
1）人件費	58,600,000		
2）管理運営費	18,494,145	77,094,145	
3　基金積立金			
退職給料引当金繰入	3,012,963	3,012,963	
経常費用計			897,457,108
Ⅲ　経常外収益			
経常外収益計			0
Ⅳ　経常外費用			
1）雑損失	0	0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			−52,886,145
前期正味財産増減額			52,886,145
次期繰越正味財産増減額			0

2022年度　特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会　活動予算書付属明細書

期間：2022年4月1日～2023年3月31日

特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会（第2号議案参考資料）

Ⅰ収入の部　　（単位：%）　　（単位：円）

勘定科目		2021年度決算額 ①	2022年度予算額 ②	前年比 ②/①	比較増減 ②-①	備　　考
大科目	小科目					
会費収入	正会員	20,833,000	40,000	0	-20,793,000	2022年から、正会員数約40名
	賛助会員	50,000	10,000	20	-40,000	
事業収入	保育料収入	300,814,496	320,000,000	106	19,185,504	2022年4月分は約3,000万円
	入所金収入	9,139,000	9,300,000	102	161,000	687名分+途中入所分
	法人運営費収入	0	22,000,000	#DIV/0!	22,000,000	2022年度から、2022年4月は約1960世帯
	時間外利用料	1,070,000	900,000	84	-170,000	
	保育料（窓口返金分）	-4,636		0	4,636	
	保育費（窓口返金分）	-2,650		0	2,650	
補助金等収入	事業委託料	481,508,450	475,208,000	99	-6,300,450	かかり増し経費分1,152万円を含む
	事業補助金（市単独補助）	14,175,500	14,000,000	99	-175,500	保護者負担金減免補助金のみ
	管理委託料（市単独補助）	0	0	#DIV/0!	0	事業委託料に計上
基金積立	退職給料引当金戻入	4,374,935	3,012,963	69	-1,361,972	経験加算退職金分（基金）
寄付金収入	寄付金	0		#DIV/0!	0	
雑収入	雑収入	109,786	100,000	91	-9,786	
当期収入合計（A）		832,067,881	844,570,963	102	12,503,082	
前年度繰越金		53,619,516	52,886,145	99	-733,371	
収入合計（B）		885,687,397	897,457,108	101	11,769,711	

Ⅱ支出の部　　（単位：%）　　（単位：円）

勘定科目		2021年度決算額 ①	2022年度予算額 ②	前年比 ②/①	比較増減 ④-③	備　　考
大科目	小科目					
事業費	正規職員給料	271,354,144	282,000,000	104	10,645,856	正規職員基本給と手当（4,300万円）
	非常勤職員給料	140,959,750	145,000,000	103	4,040,250	非常勤職員約300人分賃金
	正規職員賞与	65,489,520	75,000,000	115	9,510,480	正規職員賞与
	正規退職金	100,000	2,250,000		2,150,000	2021年度末退職者5名分
	法定福利費	59,325,017	70,000,000	118	10,674,983	社会保険料等
	福利厚生費	1,584,672	1,700,000	107	115,328	上尾市勤労者サービスセンターの入会金及び会費
	退職金掛金	12,497,024	13,000,000	104	502,976	DC及び生命保険掛金
	特別支援児担当職員給料	67,753,516	67,000,000	99	-753,516	支援児担当非常勤職員給与、賞与、手当
	人件費小計	619,063,643	655,950,000	106	36,886,357	
	食料費	42,926,623	50,000,000	116	7,073,377	おやつ代(1人2,650円のうち2,000円)
	教材費	4,955,990	5,000,000	101	44,010	教材費（1人2,650円のうち200円）
	消耗品費	4,520,322	5,000,000	111	479,678	衛生消耗品費等（1人2,650円のうち200円）
	行事費	3,163,382	5,000,000	158	1,836,618	子ども活動費（1人2,650円のうち200円）
	その他	10,908	1,200,000	11,001	1,189,092	上記4項目以外（1人2,650円のうち50円）
	保育費小計	55,577,225	66,200,000	119	10,622,775	保育費は1人1カ月2,650円
	水光熱費	18,247,574	19,000,000	104	752,426	電気・ガス・水道・灯油・浄化槽清掃
	通信費	5,605,906	5,800,000	103	194,094	電話・FAX・インターネット接続料・郵送料+手数料他
	地代	1,692,300	1,700,000	100	7,700	年度末払い
	駐車場料金（職員駐車場）	52,800	50,000	95	-2,800	法人契約駐車場料金
	学童駐車場代補助	1,980,750	2,200,000	111	219,250	保護者会利用駐車場料金全額補助
	維持管理費	2,988,815	3,300,000	110	311,185	コピー・印刷機リース料
	保険料	509,820	500,000	98	-9,820	学童保育所施設賠償責任保険料
	旅費交通費	32,808	50,000	152	17,192	研修交通費
	保護者会運営費	0			0	
	ひとり親家庭補助	14,175,500	14,000,000	99	-175,500	減免補助金の補てん分
	第二学童賃借料	36,066,751	35,500,000	98	-566,751	民設民営学童クラブ家賃＋契約更新料
	交際費	113,160	100,000	88	-13,160	学童保育所近辺配布のお品代
	修繕費	1,959,324	4,000,000	204	2,040,676	クラブ施設修繕費用
	小備品費	2,015,900	8,000,000	397	5,984,100	クラブ分備品とパソコン新規購入代
	雑費	922,246	1,000,000	108	77,754	児童の病院搬送時タクシー代金
	学童保育事業運営費小計	86,363,654	95,200,000	110	8,836,346	
	学童保育事業	761,004,522	817,350,000	107	56,345,478	学童保育事業費総計
	子育て支援企画運営事業	0	0		0	2021年度子どもまつりは見送り
管理費	役員報酬	14,206,500	14,500,000		293,500	理事長、専務理事、有識者監事の計3人
	正規職員給与	12,567,175	21,000,000	167	8,432,825	事務局6名分の給与と各種手当（450万円）※2名増員
	非常勤職員給与	1,261,528	1,300,000	103	38,472	事務局非常勤職員給与（1人分）
	正規職員賞与	2,969,500	5,300,000	178	2,330,500	事務局6名分の賞与
	正規退職金	7,585,214	0		-7,585,214	
	法定福利費	9,097,148	13,000,000	143	3,902,852	社会保険料等
	福利厚生費	2,853,869	3,000,000	105	146,131	産業医報酬、職員検便・健康診断費
	退職金掛金	243,319	500,000	205	256,681	DC及び生命保険掛金
	人件費小計	50,784,253	58,600,000	115	7,815,747	
	会議費	250,632	300,000	120	49,368	会議室使用料、法人総会開催経費
	活動費	0	0	#DIV/0!	0	理事交通費等
	通信費	2,893,607	2,000,000	69	-893,607	電話、ネット接続料・切手・送料・レタックス等
	コピーリース料	703,104	700,000	100	-3,104	事務局高性能印刷機リース代
	事務消耗品費	357,818	400,000	112	42,182	事務局使用事務消耗品代
	備品費	174,247	40,000	23	-134,247	新規開設クラブ初期購入備品代
	印刷費	634,243	800,000	126	165,757	印刷消耗品代
	減価償却費	5,306,735	5,500,000	104	193,265	建物と什器備品
	賃借料	1,200,000	1,200,000	100	0	大石北泉台ライフビル3階分
	駐車場代補助	503,000	400,000	80	-103,000	事務局職員駐車場補助（2021年度から値上げ）
	租税公課	13,750	10,000	73	-3,750	
	管理諸費	1,589,500	1,590,000	100	500	労務・会計顧問料
	維持管理費	1,738,450	1,700,000	98	-38,450	印刷機リース代、新型タイムレコーダー更新費用
	採用研修費	689,714	1,500,000	217	810,286	外部研修参加費、研修教材購入費
	諸会費	19,400	50,000	258	30,600	
	交際費	22,660	10,000	44	-12,660	電報、総会の勤続祝い等
	予備費	0	1,294,145	#DIV/0!	1,294,145	
	雑費・諸謝金	269,351	300,000	111	30,649	
	支払利息	690,091	700,000	101	9,909	埼玉りそな銀行より短期借入金利息代
	保証金償却	0	0		0	民設民営学童保育所家賃保証金
	管理運営費小計	17,056,302	18,494,145	108	1,437,843	
管理費合計		67,840,555	77,094,145	114	9,253,590	
引当金	**退職給料引当金繰入**	3,012,963	3,012,963	100	0	
雑損失		943,212	0		-943,212	
当期支出合計(C)		832,801,252	897,457,108	108	64,655,856	
当期収支差額(A)-(C)		-733,371	-52,886,145	7,211	-52,152,774	
収支差額(B)-(C)		52,886,145	-	0	-52,886,145	

第３号議案

定款の一部変更の件

１．定款の一部変更

【変更の主旨】

定款の第３条にある「地域に開かれた活動を行い広く市民の子育てを支援すること」という目的を達成するために事業の種類を追加します。

現在は学童保育所運営が主な事業となっていますが、市民の多様なニーズに対応するため、新たな事業展開を視野に入れた定款変更となっています。

【変更の内容】下線部分を追加します。

現行（定款）	変更（定款）
（事業の種類） 第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)　特定非営利活動に係る事業 ①社会福祉法第２条の第２種社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）としての、上尾市内の学童保育所の開設・運営事業。 ②子育て支援に関する講演会、講座及びイベントなどの企画運営事業 ③子育て支援に関する書籍、雑誌等の販売事業	（事業の種類） 第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)　特定非営利活動に係る事業 ①社会福祉法第２条の第２種社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）としての、上尾市内の学童保育所の開設・運営事業。 ②子育て支援に関する講演会、講座及びイベントなどの企画運営事業 ③子育て支援に関する書籍、雑誌等の販売事業 <u>④その他、児童の育成支援に関わる事業</u>

第４号議案　　役員選任（案）

１．役員の選任

【提案の主旨】理事 11 名の任期満了、監事 1 名の辞任に伴い、定款第 16 条の規定に基づき役員の補充を行い、新たに理事 12 名・監事 1 名を選任します。

【選任する役員】

役名	氏名	所属（5 月 1 日時点）	区分	期間
理事	千葉　拓也	原市第三学童保育所保護者	新任	
理事	豊田　健介	瓦葺小学童保育所Ｂ保護者	再任	2015 年～18 年（理事） 2019 年～21 年（監事）
理事	須藤　三保	中央小学童保育所配属・エリアマネジャー	新任	
理事	岩﨑　歌子	上平小学童保育所Ｂ配属・エリアマネジャー	新任	
監事	鴛海　雅弘	大石学童保育所Ａ保護者　ＯＢ	新任	2014 年～21 年（理事）
理事	松本　絵梨香	平方西学童保育所配属・エリアマネジャー	再任	2020 年～
理事	照岡　賢広	大谷第二学童保育所保護者ＯＢ	再任	2008 年～
理事	田畠　千春	大石北小第二学童保育所配属・チーフマネジャー	再任	2009 年～12 年、18 年～
理事	夏原　千幸	尾山台学童保育所保護者	再任	2018 年～
理事	桑原　明子	事務局長・大石北小第二学童保育所保護者	再任	2014 年～15 年、18 年～
理事	長谷川　義水	副理事長・育成支援部長	再任	2014 年～
理事	河内　靖成	上尾小学童保育所配属・エリアマネジャー	再任	2016 年～
理事	木下　宏美	東町学童保育所保護者ＯＧ	再任	2018 年～

【継続する役員】

役名	氏名	所属（5 月 1 日時点）	区分	期間
理事	竹澤　友輝	大石学童保育所Ａ保護者	継続	2021 年～
理事	菊地　直美	瓦葺小学童保育所Ｂ配属・エリアマネジャー	継続	2021 年～
理事	池田　暁希	大谷学童保育所配属・エリアマネジャー	継続	2021 年～
理事	中富　英二	東町学童保育所保護者ＯＢ	継続	2006 年～09 年・15 年～
理事	鈴木　孝徳	大石学童保育所Ａ配属・ｴｸﾞｾﾞｸﾃｨﾌﾞﾏﾈｼﾞｬｰ	継続	2007・13・15 年～
理事	萩原　和也	理事長･事務局（尾山台学童保育所保護者ＯＢ）	継続	2011 年～
理事	佐藤　智香子	総務部長･事務局（芝川学童保育所保護者ＯＧ）	継続	2017 年～
理事	小原　京子	会長・東小学童保育所保護者	継続	2019 年～
理事	齋藤　雅也	原市第三学童保育所保護者ＯＢ	継続	2019 年～
理事	齋藤　みどり	西小なかよし児童クラブ配属･エリアマネジャー	継続	2019 年～
監事	茂木　希	鴨川小第二学童保育所保護者ＯＧ	継続	2017 年～20 年（理事） 2021 年～
監事	嶋根　琢磨	司法書士	継続	2019 年～

＜　参　考　資　料　＞

(1)　理事会　……28 ページ

(2)　経営状況 4 年間の推移　……31 ページ

(3)　監事会　……32 ページ

(4)　委員会・係報告等

人事委員会　……34 ページ

財務委員会　……36 ページ

特別支援保育委員会　……38 ページ

育成支援委員会　……41 ページ

育成支援部マネジャー活動報告　……43 ページ

入所管理係　……46 ページ

(5)　2022 年度児童数　……47 ページ

(6)　学童保育基礎データ　……48 ページ

(7)　職員状況・2021 年度労働災害の詳細　……49 ページ

(8)　設立趣意書・定款・会員規約・学童保育所利用規程　……51 ページ

(9)　これからの上尾の学童保育ビジョン・育成支援指針　……67 ページ

(10) 関連法令等

放課後児童クラブ運営指針　……82 ページ

埼玉県放課後児童クラブ　ガイドライン　……91 ページ

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例……93 ページ

(11) 運営組織図　……97 ページ

２０２１年度　理事会議決案件及び主な議事

回数	開催日	出席状況	議決案件と主な議事	承認
214	5 月 23 日(日)	理事 14 名 監事 3 名	・会長、副会長、副理事長、常任理事の選出（議案） ・現状の課題報告	○
215	5 月 26 日(水)	理事 18 名 監事 1 名	・相談役顧問規程について（採決） ・パーソナルコンピューター使用細則改訂について	○
216	6 月 9 日(水)	理事 18 名 監事 1 名	・夏期盆期間開設について ・保護者会に関する会議体設置について	
217	6 月 23 日(水)	理事 20 名 監事 1 名	・保護者会のあり方について	
218	7 月 14 日(水)	理事 17 名 監事 1 名	・大石公民館放課後子供教室への職員派遣について ・保護者会からの寄付について ・アルバイト学生を正規採用した際の就職祝い金について（提案）	
219	7 月 28 日(水)	理事 16 名 監事 1 名	・監事会からの規則改正の提案について（採決） ・アルバイト学生を正規採用した際の就職祝い金について（採決） ・大石公民館放課後子供教室へのコーディネーター派遣について（採決）	○
220	8 月 11 日(水)	理事 14 名 監事 1 名	・2022 年度実施を検討したい案件について	
221	8 月 25 日(水)	理事 18 名 監事 1 名	・新型コロナウイルス感染拡大防止対策について ・最低賃金引き上げについて ・2022 年度新規入所について	
222	9 月 8 日(水)	理事 18 名 監事 1 名	・給与規程改訂について（提案） ・会員規約の確認と保護者会員への説明について	
223	9 月 22 日(水)	理事 15 名 監事 1 名	・給与規程改訂について（採決） ・理事長からの緊急融資について（審議採決） ・保護者会のあり方会議報告と今後の進め方について	○
224	10 月 13 日(水)	理事 17 名 監事 1 名	・保護者会のあり方についてのアンケート、保護者懇談会について ・2022 年度の学童クラブ運営について	
225	10 月 20 日(水)	理事 15 名 監事 1 名	・インフルエンザワクチン接種への補助について（審議採決）	○

226	11 月 10 日(水)	理事 15 名 監事 1 名	・職員配置体制の変更について ・保護者会についての保護者アンケート結果について	
227	11 月 24 日(水)	理事 18 名 監事 1 名	・12 月賞与について（採決） ・ハラスメント防止対策強化について（提案） ・女性活躍推進法行動計画について	○
228	12 月 8 日(水)	理事 16 名 監事 1 名	・2022 年度定款変更の必要性について ・2022 年度の学童法人運営について	
229	12 月 22 日(水)	理事 19 名 監事 1 名	・2022 年度定款変更の必要性について（継続審議） ・2022 年度の学童法人運営について（継続審議）	
230	1 月 8 日(土)	理事 16 名 監事 1 名	・2022 年度新規入所者振り分けについて ・給与規定改定について（提案）	
231	1 月 19 日(水)	理事 17 名 監事 1 名	・給与規定改定について（採決） ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策について	○
232	2 月 22 日(火)	理事 16 名 監事 1 名	・就業規則改定について（提案） ・正規職員の夏季特別手当廃止について（採決） ・非常勤職員給与規定変更について（採決） ・超過料金集金方法の変更について（提案）	○
233	3 月 23 日(水)	理事 17 名 監事 1 名	・就業規則改定について（採決） ・職場におけるハラスメントの防止に関する規程の新設について（採決） ・給与規程改定について（採決） ・服務規程、街区同保育所利用規程改定について(採決) ・2022 年度法人予算案について（採決） ・2022 年度役員報酬について（採決） ・保護者負担金二重徴収に係る処分について(採決)	○
234	3 月 30 日(水)	理事 16 名 監事 1 名	・保護者負担金二重引き落としについての懲戒処分について ・２０２２年度職員配置について	
235	4 月 13 日(水)	理事 15 名 監事 1 名	・２０２１年度事業報告、２０２２年度事業計画、法人予算案、役員選任案について（提案）	
236	4 月 27 日(水)	理事 15 名 監事 1 名	・通常総会に提案する２０２１年度事業報告、２０２２年度事業計画、法人予算案、役員選任案について（承認） ・学童からの習い事での一人帰りについて	○

237	5 月 13 日(金)	理事 15 名 監事 1 名	・通常総会について（承認） ・正会員の事業運営参画について	○
238	5 月 25 日(水)	理事 18 名 監事 1 名	・学童保育所利用規程改定について（提案） ・第１６回通常総会について	

＊理事会はコロナ過においてはオンライン会議にて開催しました。オンライン会議の場合、出席者は青少年センター（事務局内）と理事所属学童保育所、理事の自宅から各々参加しました。

＊上記内容に加えて、「事業報告」「監事会報告」があり、随時、「運営会議報告」「各委員会報告」「意見箱の内容確認と返答案確認」を行いました。

NPO法人あげお学童クラブの会　経営状況４年間の推移

＜収支計算書＞　　2022年3月31日現在

科　　目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	21/20比
Ⅰ．収入の部					
１　会費収入	19,001,800	19,455,000	19,306,000	20,883,000	108
正会員会費	18,951,800	19,429,000	19,263,000	20,833,000	108
賛助会員会費	50,000	26,000	43,000	50,000	116
２　事業収入					
⑴学童保育事業収入	288,072,620	294,141,550	260,026,660	311,016,210	120
保育料収入	279,065,720	285,153,450	256,223,430	300,814,496	117
入所金収入	7,932,400	7,916,200	8,017,700	9,139,000	114
時間外利用（超過料金）	1,074,500	1,071,900	925,800	1,070,000	116
保育料（窓口返金分）	－	－	−3,816,907	−4,636	0
保育費（窓口返金部）	－	－	−1,323,363	−2,650	0
⑵子育て支援企画事業収入	0	0	0	0	
⑶子育て支援販売事業収入	0	0	0	0	
３　補助金等収入	385,182,967	432,436,626	522,965,025	495,683,950	95
事業委託料補助金収入	380,182,967	427,436,626	489,201,825	495,683,950	101
事業委託料（臨時開所追加分）			28,763,200	0	0
管理委託料収入	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0
４　寄付金収入	0	0	100,000	0	0
５　その他収入	4,786,432	6,423,610	18,161,297	4,484,721	25
退職給料引当金戻入	4,734,851	4,374,935	4,374,935	4,374,935	100
引当金戻入	0	0	0	0	
雑収入	51,581	2,048,675	13,786,362	109,786	1
当期収入合計	697,043,819	752,456,786	820,558,982	832,067,881	101
前期繰越収支差額	28,830,069	16,254,158	31,513,600	53,619,516	170
収入合計	725,873,888	768,710,944	852,072,582	885,687,397	104
Ⅱ．支出の部					
１　事業費					
⑴学童保育事業費	633,723,670	660,715,718	727,945,820	761,004,522	105
人件費	493,467,989	515,171,697	579,304,654	618,963,643	107
保育費	60,121,254	57,591,699	47,528,816	55,577,225	117
学童保育事業運営費	80,134,427	87,952,322	101,112,350	86,363,654	85
退職金	0	0	0	100,000	
⑵子育て支援企画事業費	439,683	329,545	0	0	
⑶子育て支援販売事業費	0	0	0	0	
２　管理費	68,012,840	67,224,676	65,952,161	67,840,555	103
人件費	49,779,353	49,953,270	49,299,237	50,784,253	103
管理運営費	18,233,487	17,271,406	16,652,924	17,056,302	102
民設民営学童整備費					
減価償却費（※）	0	0	0	0	
３　予備費	0	0	0	0	
４　基金積立金					
退職給料引当金繰入	4,374,935	4,374,935	4,374,935	3,012,963	69
５　雑損失	3,068,602	4,552,470	180,150	943,212	524
当期支出合計	709,619,730	737,197,344	798,453,066	832,801,252	104
当期収支差額	−12,575,911	15,259,442	22,105,916	−733,371	−3
次期繰越収支差額	16,254,158	31,513,600	53,619,516	52,886,145	99

・2018年度は原市第三学童と中央小第二学童を開設し、35ヶ所39クラブとなった。
　2019年1月に原市第二学童にこにこクラブを原市小学校内に移転、公設民営学童となった。
・2019年度は原市南第二学童と鴨川小第二学童を年度前半に、芝川第三学童を年度後半に開所。
　2019年度は38ヶ所42クラブとなる。
・2018年度から減価償却費は管理運営費に含む。
・2020年度は上尾小第三学童と富士見小第三学童を年開設し、40ヶ所44クラブとなった。
・2021年度は今泉小学童をABクラス制として今泉小学童Bを開設し、40ヶ所45クラブとなった。
・2022年度は東町小学童をABクラス制として東町小学童Bを開設し、40ヶ所46クラブとなった。

２０２１年度　監事監査活動のまとめ

2022 年 5 月 14 日
特定非営利活動法人
あげお学童クラブの会
監事　茂木　　希
監事　豊田　健介
監事　嶋根　琢磨

私たち監事は、特定非営利活動法人あげお学童クラブの会の 2021 年度における理事の業務執行の状況及び当法人の財産の状況を監査し、2022 年 5 月 14 日付で監査報告書を作成し、代表理事に提出しました。尚、2021 年度監事監査活動では、①監査基本方針、②重点監査項目、③監事会の運営、④監査計画等を定め、下記のとおり実施しました。

１．監査基本方針

（１）監事は、会員の負託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、NPO 法人の健全な運営と社会的信頼の向上に努めます。
（２）監事は、法令及び定款を順守し、NPO 法人及び会員、その他利害関係者のために公正、不偏な態度をもって、その職務を遂行します。
（３）監事は、正当な理由なくその職務上知り得た情報を他には漏らしません。
（４）監事は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めます。

２．重点監査項目

（１）大規模学童保育所の解消、学校敷地内移転について監視し検証します。
（２）NPO 法人の保育の質のあり方について監視し検証します。
（３）NPO 法人の財政基盤の強化について監視し検証します。

３．監事会の運営

（１）監事は、監事全員をもって監事会を構成し、議長に茂木監事を互選しました。
（２）監事会は、原則として議長が招集し、2021 年度では 6 回開催しました。
（３）監事会は、監査に関する事項について、相互の連絡、意見等の調整及び決定のための協議を行いました。
（４）監事は、理事会（オンライン開催含む）に出席し、監事の立場から必要に応じて報告を行い、又は意見を述べるとともに、監事会において必要に応じ、理事又はその他関係者から意見並びに報告を求めました。

４．２０２１年度　監査活動日誌

実施日	会議名等	監事	主な監査内容
5 月 23 日（日）	**第 15 回通常総会**	3 名	総会の議事運営、役員選任等
	第 214 回理事会	3 名	会長・理事長・専務理事等の選出
5 月 26 日（水）	第 215 回理事会	1 名	相談役設置
6 月 9 日（水）	第 216 回理事会	1 名	オンライン開催
6 月 12 日（土）	**第１回監事会**	3 名	2021 年度監査計画
6 月 23 日（水）	第 217 回理事会	1 名	監事確認事項の見直し
7 月 14 日（水）	第 218 回理事会	1 名	規定類の改定
7 月 28 日（水）	第 219 回理事会	2 名	規定類の改定、就職祝い金について
8 月 11 日（水）	第 220 回理事会	1 名	オンライン開催
8 月 21 日（土）	**第２回監事会**	3 名	学童保育所訪問、議事録の確認
8 月 25 日（水）	第 221 回理事会	2 名	オンライン開催
9 月 4 日（土）	**第３回監事会**	3 名	第 1 回学童保育所訪問について
9 月 8 日（水）	第 222 回理事会	1 名	給与規定改定
9 月 22 日（水）	第 223 回理事会	1 名	給与規定改定
10 月 13 日（水）	第 224 回理事会	1 名	オンライン開催
10 月 20 日（水）	第 225 回理事会	1 名	オンライン開催
10 月 21 日（木）	**第４回監事会**	2 名	第 1 回学童保育所訪問について
11 月 10 日（水）	第 226 回理事会	1 名	オンライン開催
11 月 24 日（水）	第 227 回理事会	1 名	
11 月 25 日（木）	**第 1 回学童保育所訪問**	3 名	（富士見小・同第二・同第三）訪問
12 月 8 日（水）	第 228 回理事会	1 名	オンライン開催
12 月 15 日（水）	**第５回監事会**	3 名	第 2 回学童保育所訪問について
12 月 22 日（水）	第 229 回理事会	1 名	学童保育所訪問報告
1 月 8 日（土）	第 230 回理事会	1 名	給与規定改定
1 月 19 日（水）	第 231 回理事会	1 名	
2 月 18 日（金）	**第 2 回学童保育所訪問**	3 名	（東町小、同第二）訪問
2 月 22 日（火）	第 232 回理事会	1 名	
3 月 23 日（水）	第 233 回理事会	1 名	
3 月 30 日（水）	第 234 回理事会	1 名	
4 月 13 日（木）	第 235 回理事会	1 名	
4 月 27 日（水）	第 236 回理事会	1 名	事業監査、会計監査予定日
5 月 13 日（金）	第 237 回理事会	1 名	
5 月 14 日（土）	**第６回監事会**	2 名	監査活動のまとめ、監査報告の作成
5 月 25 日（水）	第 238 回理事会	1 名	事業監査、会計監査報告、監事選任議案

（注）2021 年度は、監事会 6 回開催、学童保育所訪問 2 回実施。　　以上

2021 年度　人事委員会　活動報告

委員：桑原明子（委員長、事務局長、大石北小第二学童保護者）
照岡賢広（委員、理事、大谷第二学童ＯＢ）
鴛海雅弘（委員、理事、大石学童ＡＯＢ）
石田真理（委員、理事、大石南学童ＯＢ）
長谷川義水（委員、副理事長、育成支援部長）
佐藤智香子（委員、理事、総務部長）
田畠千春（委員、理事、チーフマネジャー）
アドバイザー：萩原和也（理事長）

１．活動報告（会場は青少年センター）

回数	開催日	内容
１回	6 月 11 日（金）	6 月の異動に関する確認、他
２回	6 月 25 日（金）	中途応募状況確認、試用期間に関する面談、他
３回	7 月 26 日（月）	入所祝い金、試用期間に関する面談、他
４回	8 月 30 日（月）	試用期間に関する面談、入社説明会、他
５回	9 月 24 日（金）	非常勤職員の正規登用について、他
６回	10 月 2 日（土）	2022 年度新規採用希望者採用面接、他
７回	10 月 23 日（土）	採用面接、正規職員登用試験、他
８回	10 月 25 日（月）	試用期間に関する面談、第２回入社説明会について、職員継続意向調査、他
９回	11 月 29 日（月）	人事面談、継続意向調書及び正規登用希望者確認 2022 年度からの非常勤職員時給、他
１０回	12 月 20 日（月）	職員面談
１１回	12 月 27 日（月）	職員面談
１２回	1 月 11 日（月）	職員面談、2022 年度職員配置について
１３回	1 月 15 日（土）	採用面接・筆記試験、2022 年度 4 月採用希望者選考、正規登用希望者選考、他
１４回	1 月 28 日（金）	試用期間に関する面談、採用面接選考、2022 年度職員配置について他
１５回	2 月 25 日（金）	試用期間に関する面談、2022 年度職員配置について、人事評価報告、他
１６回	4 月 22 日（金）	2022 年度 5 月からの職員配置について、第２回オリエンテーションについて　他
１７回	5 月 21 日（土）	2021 年度のまとめと反省、2022 年度の課題と人事委員会の開催方法について、他

① 2022 年度新卒（既卒）職員募集について
・2021 年 9 月 11 日（土)、11 月 11 日（土）に入社説明会を実施。昨年度に引き続きオンラインでなく対面での説明会を行った。
・上記以外でも随時、希望者への個別面談による法人概要の説明を行った。
・2022 年 4 月採用…新卒採用５名、既卒採用４名、非常勤からの正規登用４名
② 人事採用選考について、公正な採用選考を実施するため、筆記試験を導入するなど選考方法を一部変更した。
③ 人事面談には萩原理事長に同席を依頼した。
④ 採用内定を出すが、その後辞退されるケースがあった。応募者が複数会社から内定をとり選択する実態がある。

２．活動内容
①　職員の待遇の改善に向けた取り組み
・職員の育成、帰属意識の向上を図った。（メンター制度）
・職員マネジメントの改善に取り組んだ。（エリアマネジャーの人数を増やした）
・補助員の時給ポイント、手当の見直しを行った。
・昨年度に引き続き、感染症等拡大防止対策手当を正規及び正規代替職員に支給した。
②　各学童保育所への人事的支援対応
・各学童の保育・職員関係問題などの対応、職員欠員対応を行った。
・特別支援児担当職員（なかよしサポーター）に正規職員を配置。なかよしサポーターの欠員解消を図った。
③　研修、育成、評価に関すること
・採用試験項目の見直しや筆記試験を取り入れた。
・育成支援の指針をもとにした研修を組み、あげお学童クラブの会で大切にしていく保育を確認した。
・2021 年度より人事評価制度を実施した。

３．次年度への課題
・人材確保と新規採用者の退職
・マネージメントと育成の強化
・職種（一般正規職員・リーダー・マネジャー）ごとの人事評価の整理
・正規職員体系の抜本的改革（一般職体系と管理職体系）

２０２１年度　財務委員会　活動報告

委員：佐藤智香子（委員長、理事、芝川学童保育所ＯＧ）
　　池田暁希　（副委員長、理事、大谷学童保育所職員）
　　鴛海雅弘　（副会長、理事、大石学童保育所Ａ保護者ＯＢ）
　　夏原千幸　（副会長、理事、尾山台学童保育所保護者）
　　萩原和也　（理事長）
　　桑原明子　（事務局長）
　　長谷川義水（副理事長、育成支援部部長）
　　菊地直美　（理事、瓦葺小学童保育所Ｂ職員）

１．活動報告

回数	開催日	会場	内容
１回	７月９日	青少年センター リモート併用	予算の展望 夏季賞与について 正規兼支援児担当者の夏季賞与について 機器購入について ＊労使交渉・懇談会も兼ねる
２回	８月２７日	リモート会議	予算執行状況について 最低賃金引き上げへの対応について 放課後子ども教室に関する手当について ＊労使交渉・懇談会も兼ねる
３回	１０月１５日	リモート会議	予算執行状況について 各種手当について 超過料金の徴収方法変更について 2022 年度以降正規職員基本給体系について ＊労使交渉・懇談会も兼ねる
４回	１１月１９日	リモート会議	予算執行状況について 年末・期末賞与について 2022 年度以降正規職員基本給体系について ＊労使交渉・懇談会も兼ねる

5回	1月17日	リモート会議	本年度決算の見通しについて 期末賞与について 処遇改善臨時特例手当について 2022 年度以降正規職員基本給体系について ＊労使交渉・懇談会も兼ねる
6回	3月8日	リモート会議	本年度決算の見通しについて 2022 年度予算審議 期末賞与支給日について 処遇改善臨時特例手当について 2022 年度以降正規職員基本給体系について ＊労使交渉・懇談会も兼ねる

2．活動内容

① 予算執行状況の確認

毎月の理事会に合わせて迅速な予算の執行状況の確認に努め、理事会全体への現状の周知を行い、その都度予算に対して決算額がどうであったか、その理由を確認し、見通しを立てることで健全な財務状態への関心を高め、適正な財務状況の把握と執行状況を確保しました。

② 法人の中長期事業計画の立案、実施

職員数の増加により労務管理の処理件数の増大、煩雑さの解消の為、出退勤管理機器（IC レコーダー）と管理ソフトの導入を検討しました。試験的に５クラブと事務局に先行導入しました（2022 年度から正式に全学童に導入しました）。

2022 年度から「超過料金の徴収方法」を見直すために検討を行いました。超過した当日にクラブでお支払いいただくため、保護者の皆様の手間を省き、利便性に繋がると考えています。

また、就業規則類の改正に伴い、各種手当や非常勤職員のポイント見直しを行い、職員の意欲向上及び欠員解消につなげる改正を行いました。

雇用や労務に関する法令の改正に対しても財務状況の管理と併せ、適格かつ迅速に理事会や事務局と連携し、今後も取り組んでいきます。

③　予算案・決算案作成

迅速かつ積極的に予算の執行状況の把握や修正に努め、予算案及び決算案の作成に能動的に関与しました。

また、職員労働組合とも毎回懇談し、職員側の要望の吸い上げを行い、情報共有に努めてまいりました。

来年度も引き続き、財務業務を通して当法人の健全な運営に寄与していきます。

２０２１年度　特別支援保育委員会　活動報告

委　員　：田畠　千春（委員長、法人理事、チーフマネージャー）
　　河内　靖成（副委員長、法人理事、エリアマネージャー）
　　中富　英二（法人理事、東町学童ＯＢ）
　　竹澤　友輝（法人理事、大石学童Ａ保護者）
　　長谷川　義水（副理事長、育成支援部部長）
職員委員：市川　久美子（大石北小Ａ学童）
　　丸山　美和子（上尾小第三学童）
アドバイザー：大塩　明（大石学童ＡＯＢ）
　　髙野　ゆう子（育成支援部・事務局）

１．活動報告

回数	開催日	会場	内容
１回	6 月 23 日（水）	青少年センター	・入退所児童報告 ・支援児登所日数報告 ・なかよしサポーター学習会の報告 ・学校に行けない状況になっている子どもの受け入れの考え方について
２回	7 月 15 日（木）	青少年センター	・入所児童報告 ・臨床心理士巡回指導報告 ・2 か月承認の審議 ・なかよしサポーター学習会の報告 ・支援児との関わりに起因するけが等
３回	8 月 27 日（金）	青少年センター	・入退所児童報告 ・臨床心理士巡回指導報告 ・特別支援児童について情報共有
４回	9 月 16 日（木）	青少年センター	・2 か月承認の再審議 ・入退所児童報告 ・臨床心理士巡回指導報告 ・支援児の登所日数報告 ・特別支援保育入所説明会の確認
	10 月 2 日（土）	青少年センター	・2022 年度特別支援児入所説明会
５回	10 月 7 日（木）	青少年センター	・支援児の登所日数報告 ・入所説明会後の進歩状況確認 ・気になる子どもの情報共有

6回	11月16日(火)	青少年センター	・2か月承認の再審議 ・入退所児童報告 ・臨床心理士巡回報告 ・支援児の登所日数報告 ・入所説明会後の進歩状況確認 ・医療的ケア児の支援に関する法律案について
7回	12月28日(火)	青少年センター	・入所審査 ・入退所児童報告 ・支援児の登所日数報告 ・ケースカンファレンスに関する報告 ・ハイリスク家庭児童について
8回	2月17日（木）	青少年センター	・入所審査 ・臨床心理士巡回報告 ・支援児の登所日数報告 ・なかよしサポーター学習会の報告
9回	3月18日（金）	青少年センター	・入退所児童報告 ・臨床心理士巡回報告 ・支援児の登所日数報告 ・なかよしサポーター学習会の報告 ・ケースカンファレンスに関する報告
10回	5月19日（木）	青少年センター	・2か月承認の審議 ・入退所児童報告 ・臨床心理士巡回報告 ・支援児の登所日数報告 ・なかよしサポーター学習会の報告 ・ハイリスク家庭について

２．活動内容

2021年度は22クラブに総計52人の特別支援児童が在籍してスタートしました。特別支援児は年々増加しており、当委員会では引き続き、調査・連携・確認・情報交換に努めました。また、障がいだけに関わらず困難を抱える児童の入所も増えています。潜在的なケースも含め、広く要支援児童の状況を把握し、様々な状況に対応できるように努めてきました。

上尾市の事業による臨床心理士の学童保育所巡回指導は6年目を迎え、回数も年間14カ所28回（1カ所につき2回の巡回）行いました。年度の後半は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2回目の巡回を学童での観察を入れず資料を基にセンター会議室にて助言指導

を行う形に変更しました。巡回指導が現場に定着し良い学びとなっていることを鑑みると工夫しながら取り組みを継続できたことは良かったと思います。2 人の臨床心理士が育成支援に関しての助言を行い、職員が実践して効果を上げています。一方で、職員によっては助言指導の内容の受け取りが浅く、その後の育成支援につなげることの弱さが見られました。助言指導を効果的にしていくために、巡回指導後に行う振り返りでの確認・共有を丁寧に行い、助言を活かした育成支援につながることを期待したいと考えます。

なかよしサポーターは新たな人員を採用するに伴い、専門的知識及び技能の習得、支援児育成の研修が必要となりますが、今年度もオンラインを活用した学習会を通じて担当職員の育成に力を向けてきた 1 年となりました。

また、職員全体に向けても研修を組み、心理士巡回指導担当の臨床心理士に講師を依頼し「子どもへの接し方」「保護者支援について」「学童の役割」についてを学びました。適切な発達支援の実施には職員のスキルアップが欠かせません。次年度も定期的な研修や交流学習会の実施に取り組んでいきます。

特別支援児を対象とした入所説明会の開催も 5 年目となり、保育所・幼稚園の見学や学童での体験保育、引き続いての入所判定という一連の流れも円滑になりつつあります。

① 各学童の新規入所児及び在籍児調査・把握
（状況把握、成果、課題等の抽出）
② 支援児以外の「気になる児童」についての調査・把握
③ 上尾市の臨床心理士による巡回指導の検証
④ 新規入所受付・入所判断
⑤ 途中入所希望児の対応
⑥ 在籍支援児児童の登所日数調査
⑦ 疾病児童の入所規程整備、対応検討
⑧ 特別支援学習会の振り返り検証
⑨ 放課後デイと学童の併用
⑩ 関係機関と連携した個別の支援会議の実施

３．次年度への課題

〇特別支援児の保護者を対象とした「交流会」の実施に向けた検討
〇臨床心理士巡回による育成支援の更なるスキルアップと効果的なフィードバック
〇支援児ひとりひとりの障害に対応した適切な発達支援の実施
〇支援児担当職員の専門的知識及び技能の更なる向上、研修体制の精査
〇病児入所基準の整備
〇支援児の関わりに起因するけがや精神苦痛について対応と検証

2021 年度　育成支援委員会　活動報告

委員：鈴木孝徳（委員長　理事)、西川正（理事　尾山台保護者ＯＢ)、
長谷川義水（副代表理事　育成支援部部長)、田畠千春（理事　チーフマネジャー）
松本絵梨香（理事　エリアマネジャー)、齋藤みどり（理事　エリアマネジャー）
河内靖成（理事　エリアマネジャー)、菊地直美（理事　エリアマネジャー)、
池田暁希（理事　エリアマネジャー)、高野ゆう子（事務局)、
須藤三保（中央小学童　エリアマネジャー）

１．活動報告

回数	開催日	開場	内容
１回	６月２日（水）	青少年センター	・今年度の研修について整理・検討 ・現場職員の資質.力量に関する課題の傾向分析 ・昨年度活動の振り返り
２回	８月１３日（金）	青少年センター	・現場の状況やケースから必要と思われる研修について ・新人研修について ・研修日程（年間スケジュール）
３回	９月１日（水）	中央小学童	・主任研修（９月 21 日・24 日）について ・育成支援におけるの場面ごとのロールプレイング
４回	１０月２５日（月）	青少年センター	・主任研修（９月 21 日・24 日）の報告と振り返り ・次年度（2022 年度）以降の育成のあり方、研修体系について ・職員の資質や能力を見て研修受講の種類を区別する（受講対象を分ける）育成指針の中身を work などで落としていくことについて ・上尾として、研修の機会をどう精査し広げていくか ・人材育成に関して（体系化を目指す）
５回	１２月１８日（金）	青少年センター	・保育指針（案）見直し
６回	１月３１日（月）	青少年センター	・2022 年度の保護者会について ・支援員と保育報告の実態について ・2022 年度の方向性について

２．活動内容

2021 年 9 月 15 日に NPO 法人あげお学童クラブの会育成支援の指針 version１（以下、指針）を発行しました。指針は、全クラブの職員に配布するとともに、リモートでの説明会（全２回）を行うと共に、新人研修、新任オリエンテーション、入社説明会でも活用しております。

後半は、研修のあり方について、今後必要な項目と内容を職員の傾向分析も含めた検討、保護者あり方会議の答申（案）を踏まえた今後の保護者支援方法について議論を行いました。

前年に引き続き、政府の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置などのコロナウイルス感染防止対策の関係で、委員会開催が思うようにできない１年となりました。
そのため、委員全員が参加して議論することが難しい中、メールでの意見交換等工夫し検討を進めましたが、具体的な結論にまでは至ってなく 2022 年度も引き続き必要となっております。

３．次年度以降の課題

〇2022 年度から研修に関して、研修室が中心となって企画・実施することになります。

〇育成支援の指針の中の「家庭との関わり」「学校・地域との関わり」について引き続き検討していくことになりますが、2022 年度は保護者支援と保護者の学童参画の方法を重点的に検討する必要があります。

２０２１年度　育成支援部マネジャー　活動報告

構成：長谷川義水（育成支援部長）、髙野ゆう子（事務局員）、田畠千春（チーフマネジャー）
河内靖成（マネジャー）、齋藤みどり（マネジャー）、松本絵梨香（マネジャー）
菊地直美（マネジャー）、須藤三保（マネジャー）、池田暁希（マネジャー）
鈴木孝徳（エグゼクティブマネジャー）

１．会議内容報告

必要に応じて会議を設けました。

時期	内容
１学期	・人事評価プレに向けた準備 ・おたより研修準備 ・メンターメンティー組み合わせについて
２，３学期	・人事評価に向けた準備 ・おたより研修準備 ・育成指針研修準備 ・主任研修準備 ・発達基礎、愛着研修準備 ・次年度に向けた準備
常時対応	・各学童対応 ・主任会議について ・運営会議からの課題

２．課題に沿った活動内容

〇職員全体の半数が３年未満の職員であることから研修体系の根本的な見直しについて。

研修体系の見直しを始め、現在も議論を続けているところです。

３年未満の職員が多いことから、育成支援の基本的な部分を見直すため下記のような全体研修を行いました。

・正規職員を対象に、あげお学童クラブの会として大切にしていく方向性を確認するため、育成支援の指針を場面ごとに振り返る研修を行いました。（講師：鈴木エグゼクティブマネジャー）

・正規職員を対象に、保育実践の基礎を理解するため、子どもの発達段階と愛着についての研修を行いました。（講師：髙野、河内マネジャー）

・正規職員を対象に、保護者に子どもの様子を分かりやすく伝えるため、文章の組み立て方やおたよりの書き方を学ぶ研修を行いました。（講師：萩原理事長、齋藤マネジャー）

・クラブを統括する主任を対象に、保育中の子どもの安全を守るため、職員の立ち

位置についてロールプレイングで学ぶ研修を行いました。主任から他の職員に対し研修で学んだことを伝えてもらいました。（講師：鈴木エグゼクティブマネジャー、田畠チーフマネジャー、河内マネジャー、松本マネジャー、齋藤マネジャー、須藤マネジャー、池田マネジャー、菊地マネジャー）

○職員全体の育成支援の力量の底上げについて。

上記に挙げた研修を行うことで、力量の底上げを図りました。

○リーダーの育成について。

育成支援を組み立てる「事実」「見立て」「手立て」の基になる日誌と児童票の記入や振り返りのポイントについて確認する研修を行いました。

○人事評価制度の遂行について。

今年度から人事評価制度が始まりました。１２月の実施に向けて、事前説明や６月から７月にかけてはプレとして人事評価シートの記入から面談までを行いました。そういった準備ができていたことで１２月からの動きは滞りなく遂行できました。

○３年未満（初任者）の支援員同士の学童をどう支えるかについて。

マネジャーだけでなくリーダーにも協力してもらい、保育についての相談に乗り、必要に応じて実際に保育に入り子どもの対応について一緒に考えるようにしてきました。また、保育以外の悩みについても懇談等をしながら改善に向けて話し合いを行いました。

○働く上で、職員のモチベーションが上がるような方法の模索について。

上記については案として上がり試してみましたが、他の業務に追われ継続して行うことができませんでした。人事評価で、日頃の職員の努力を評価していることを伝えられたのではないかと思います。

○人事配置の際、有資格者と無資格者とのバランスについて。

配置のバランスを考える上では有資格者と無資格者の問題だけでなく、総合職や保育職、お互いの相性についても合わせて考えなくてはならず、そういった点を現場からの意見として運営会議に伝えていきました。

○グループによっては、２つの学童だけで構成されているところもあり、地域を超えた交流についてコロナ禍という中では、なかなか交流はできませんでした。しかし、新人職員には、クラブ内やグループ内だけでなく他の地域の職員とも話をし視野が広がるような機会を設ける意味でメンターメンティーは引き続き行いました。

○人員（支援員、補助員）不足による対応

より効率的に応援対応できるよう人員不足の応援体制専用のリーダーとマネジャーからなる法人用のラインワークスを導入しました。これにより、リーダー同士での応援検討の意思疎通が素早くなりました。しかし、職員のコロナ陽性が急激に増えたため、各クラブからの応援やマネジャーがそろって現場の応援に入ってようやく保育体制が組めるという危機的状況となっています。

３．次年度以降の課題

エリアマネジャーはじめ育成支援部として、以下の課題に取り組んでいきます。

１，研修室ができたことから引き続き研修体系の見直し、職員全体の育成支援の力量の底上げやリーダーの育成。

２，人事評価の対象に合わせた評価の整理と遂行。

３，働く上で、職員のモチベーションが上がるような方法の模索。

４，大規模等、育成支援を行う上で困難を抱える学童への対応。

５，人員（支援員、補助員）不足による対応。

６，人事配置の際、有資格者と無資格者とのバランス。

７，グループによっては、２つの学童だけで構成されているところもあり、地域を超えた交流

２０２１年度　入所管理係　業務報告

1.　活動報告

2022 年度新規入所について、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全体説明会の実施を見送り、入所資料を学童保育所等に配布することとした。

活動内容	時期	場所	備考
新規入所案内ポスター掲示	９月～	市内公共施設、保育所、幼稚園（一部）	9/2 掲示依頼書提出
新規入所資料配布	１０月４日～	学童保育所、市内保育所、事務局	9/13 就学児健診資料配布依頼書提出
新規入所申請受付	１０月１１日～	事務局	
新規入所申請締め切り	１２月２５日		
入所審査	１月８日	青少年センター	新規入所申請児童の入所先学童保育所決定
決定通知発送	１月２７日～		予定より遅れての発送となったため、ホームページにお詫び文掲載
学童保育所利用入会申込	１月２５日～ ２月１８日	事務局	
学童保育所説明会	３月中	各学童保育所	

2.　次年度への改善点

・入所申請の電子化

・入所時の説明方法

※2022 年度以降、入所希望者全員を集めての入所説明会実施しないこととしました。

2022年度学童保育所在籍児童数

4月1日現在　　＊小学校児童数は2022年4月8日時点

学童名	小学校名	小学校在籍児童数	学童保育所児童数	世帯数	入所率	学童（低学年・高学年）		利用人数	学校（低学年・高学年）		入所率	
						1～3年	4～6年	全学年	1～3年	4～6年	低学年	高学年
上尾小	上尾小	514	60	49	27.8	45	15	51	271	243	39.48	14.81
上尾小第二			40	38		24	16	32				
上尾小第三			43	35		38	5	37				
東町小A	東町小	729	40	34	15.1	31	9	34	372	357	23.92	5.88
東町小B			41	34		35	6	35				
東町小第二			29	25		23	6	25				
中央小	中央小	553	83	75	23.9	72	11	70	289	264	36.68	9.85
中央小第二			49	37		34	15	42				
東小	東小（分教室含）	813	82	68	16.9	67	15	68	411	402	27.98	5.47
東小第二			55	52		48	7	45				
富士見小	富士見小	653	74	63	21.7	50	24	62	300	353	33.00	12.18
富士見小第二			32	25		23	9	28				
富士見小第三			36	30		26	10	30				
平方西	平方小	273	59	47	21.6	40	19	51	133	140	30.08	13.57
平方	平方東小	304	90	78	29.6	70	20	79	182	122	38.46	16.39
平方北小	平方北小	133	35	29	26.3	23	12	32	63	61	36.51	19.67
尾山台	尾山台小	179	30	25	16.8	19	11	27	79	100	24.05	11.00
瓦葺小A	瓦葺小	419	52	46	24.3	39	13	43	220	199	35.45	12.06
瓦葺小B			50	44		39	11	41				
原市	原市小	612	61	47	25.2	41	20	51	291	321	36.77	14.64
原市第二			60	50		39	21	51				
原市第三			33	30		27	6	30				
原市南	原市南小	495	49	40	17.4	38	11	41	231	264	27.27	8.71
原市南第二			37	28		25	12	32				
大石A	大石小	901	51	47	20.1	35	16	44	450	451	25.33	14.86
大石B			53	43		35	18	45				
大石第二			39	33		23	16	33				
大石第三			38	31		21	17	32				
大石北小A	大石北小	741	51	45	15.9	37	14	43	358	372	35.20	12.90
大石北小B			56	44		35	21	47				
大石北小第二			67	58		54	13	56				
大石南小	大石南小	250	47	43	18.8	40	7	41	117	133	34.19	5.26
上平小A	上平小	473	50	38	23.0	35	15	44	247	226	32.39	12.83
上平小B			59	49		45	14	52				
上平北	上平北	247	40	32	16.2	23	17	35	114	128	20.18	13.28
芝川	芝川小	547	56	47	25.4	45	11	48	277	270	37.91	12.59
芝川第二			42	34		33	9	36				
芝川第三			41	37		27	14	34				
今泉小A	今泉小	527	71	63	23.0	60	11	59	294	233	35.03	7.73
今泉小B			50	44		43	7	41				
大谷	大谷小	675	57	51	18.4	45	12	49	310	365	29.68	8.77
大谷第二			33	29		25	8	28				
大谷第三			34	28		22	12	31				
鴨川小	鴨川小	462	58	50	19.9	47	11	48	226	236	30.09	10.17
鴨川小第二			34	24		21	13	30				
西小なかよし	西小	464	70	62	15.1	53	17	58	251	213	21.12	7.98
40施設46クラブ	22小学校	10,964	2,317	1,961	21.13	1,720	597	1,971	5,486	5,453	31.35	10.95

学童保育基礎データ

＊小学校児童数は2022年4月1日時点

学童名	開設順位	4月登録児童数	4月平均利用児童数	区分	開設年月	移転・改築・増築	入居施設建築年月	設置場所	建物 構造	県基準学童専用面積	平均児童一人当たりの面積	総面積	平均児童一人当たりの面積	地代及び家賃（年額）	小学校規模 2022年度児童数
上尾小	9	60	51	公設民営	1975.4.（S50.4）	1986.12.11／2011.3		学校敷地内専用施設	木造平屋建	94.40	1.85	136.56	2.68	0	
上尾小第二	31	40	32	民設民営	2016.5.（H28.5）		#########	雑居ビル	鉄骨造7階建	75.98	2.37	118.33	3.70	3,432,000	514
上尾小第三	39	43	37	民設民営	2020.9.（R2.9）		#########	雑居ビル	鉄骨造7階建	87.30	2.36	133.36	3.60	4,488,000	
東町小A	20	40	34	公設民営	1989.4（H1.4）	1989.5.25／2022.1.18		学校敷地内施設	軽量鉄骨造平屋建	66.00	1.94	81.00	2.38		
東町小B	42	41	35	公設民営	2022.4（R4.4）	2022.4.1		学校敷地内施設	軽量鉄骨造平屋建	66.00	1.89	81.00	2.31		729
東町小第二	26	29	25	民設民営	2009.8（H21.8）			民家・アパート	木造平屋建	46.80	1.87	52.06	2.08	1,584,000	
中央小	13	83	70	公設民営	1978.4（S53.4）	2007.3		学校敷地内専用施設	木造平屋建	117.60	1.68	148.64	2.12	0	553
中央小第二	35	49	42	民設民営	2018.4（H30.4）		1990年6月	民家・アパート	木造平屋建	77.65	1.85	104.34	2.48	3,000,000	
東小	11	82	68	公設民営	2012.4（H24.4）		#########	学校敷地内専用施設	木造平屋建	102.69	1.51	173.07	2.55		813
東小第二	28	55	45	公設民営	1977.4（S52.4）	1985.11		民有地専用施設	軽量鉄骨造平屋建	111.50	2.48	130.78	2.91	0	
富士見小	3	74	62	公設民営	1972.4（S47.4）	1988.3.10／2012.4		小学校建物内専用区画	鉄筋コンクリート	128.50	2.07	174.20	2.81	0	
富士見小第二	24	32	28	民設民営	2008.8（H20.8）		2007年4月	民家・アパート	鉄筋コンクリート	57.50	2.05	63.90	2.28	2,160,000	653
富士見小第三	40	36	30	民設民営	2020.10（H20.8）		2020年10月	民家・アパート	鉄骨造	89.70	2.99	89.70	2.99	3,564,000	
平方西	16	59	51	公設民営	1982.4（S57.4）	1994.3.22		民有地専用施設	木造平屋建	79.40	1.56	95.23	1.87	299,200	273
平方	6	90	79	公設民営	1974.4（S49.4）	1984.10.11		民有地専用施設	軽量鉄骨造平屋建	70.50	0.89	72.68	0.92	0	304
平方北小	32	35	32	公設民営	2017.4（H29.4）			学校敷地内専用施設	木造平屋建	83.42	2.61	162.00	5.06	0	124
尾山台	1	30	27	公設民営	1970.11（S45.11）	1983.11／1995.3		学校敷地内専用施設	木造平屋建	94.30	3.49	106.48	3.94	0	179
瓦葺小A	8	52	43	公設民営	1975.11（S50.11）	1982.7.28／1997.3.15／2014.3		学校敷地内専用施設	軽量鉄骨造平屋建	80.92	1.88	131.39	3.06		419
瓦葺小B		50	41	公設民営						68.02	1.66	114.50	2.79		
原市	3	61	51	公設民営	1972.4（S47.4）	1988.2.26		学校敷地内専用施設	軽量鉄骨造平屋建	76.20	1.49	96.20	1.89	0	
原市第二学童にこにこクラブ	21	60	51	公設民営	2007.10（H19.10）	2019.1.21		小学校建物内専用区画	鉄筋コンクリート	85.93	1.68	131.78	2.58	0	612
原市第三	34	33	30	公設民営	2018.4（H30.4）			小学校建物内専有区画	鉄筋コンクリート	63.90	2.13	65.45	2.18	0	
原市南	6	49	41	公設民営	1974.6（S49.6）	1990.12.13		学校敷地内専用施設	軽量鉄骨造平屋建	76.20	1.86	96.20	2.35	0	495
原市南第二	36	37	32	民設民営	2019.7（R1.7）	1999.1		民家・アパート	軽量鉄骨造2階建	79.08	2.47	209.55	6.55	2,400,000	
大石A	10	51	44	公設民営	1976.4（S51.4）	1990.3.31／2004.3		学校敷地内専用施設	木造平屋建	57.13	1.30	80.33	1.83	0	901
大石B		53	45	公設民営						70.43	1.57	80.33	1.79		
大石第二	23	39	33	民設民営	2008.8（H20.8）			民家・アパート	木造2階建	56.10	1.70	96.97	2.94	1,320,000	
大石第三	33	38	32	公設民営	2017.4（H29.4）		1989年 1月6日	民有地専用施設	軽量鉄骨造平屋建	76.20	2.38	96.20	3.01	784,800	
大石北小A	18	51	43	公設民営	1985.4（S60.4）	1985.11.18／2016.4移動分割		学校敷地内専用施設	木造2階建	85.41	1.99	154.30	3.59		730
大石北小B		56	47	公設民営	1985.4（S60.4）	1985.11.18／2016.4移動分割				86.24	1.83	127.52	2.71		
大石北小第二	27	67	56	民設民営	2009.8（H21.8）		1987年7月	民家・アパート	鉄骨造3階建	81.50	1.46	130.85	2.34	1,800,000	
大石南小	14	47	41	公設民営	1979.4（S54.4）	1989.1.6／2018.1		小学校建物内専用区画	鉄筋コンクリート	160.00	3.90	263.00	6.41		250
上平小A	19	50	44	公設民営	1986.4（S61.4）			学校敷地内専用施設	軽量鉄骨造2階建	82.62	1.88	156.06	3.55		473
上平小B		59	52	公設民営		1986.7.1／2014.3				96.11	1.85	142.56	2.74		
上平北	15	40	35	公設民営	1981.4（S56.4）	1981.8／1992.3		民有地専用施設	軽量鉄骨造平屋建	89.40	2.55	93.22	2.66	222,000	242
芝川	5	56	48	公設民営	1973.1（S48.1）	1984.10.11／1998.3		学校敷地内専用施設	木造平屋建	84.40	1.76	95.02	1.98	0	
芝川第二	25	42	36	民設民営	2008.8（H20.8）	2013		民家・アパート	木造平屋建	74.27	2.06	94.32	2.62	1,800,000	547
芝川第三	38	41	34	民設民営	2019.10（R1.10）	2019.10.1		民家・アパート	軽量鉄骨造平屋建	101.03	2.97	182.80	5.38	1,800,000	
今泉小A	2	71	59	公設民営	1971.4（S46.4）	1990.3.20／2020. 4.1		小学校建物内専用区画	鉄筋コンクリート	85.04	1.44	85.04	1.44	0	527
今泉小B	41	50	41	公設民営	2021.4（R3.4）	1990.3.20／2020. 4.1		小学校建物内専用区画	鉄筋コンクリート	52.80	1.29	52.80	1.29		
大谷	17	57	49	公設民営	1982.4（S57.4）	1994.3／1996.3		民有地専用施設	木造平屋建	86.80	1.77	143.15	2.92	251,700	
大谷第二	22	33	28	民設民営	2007.10（H19.10）		1989年5月	民家・アパート	鉄筋コンクリート	73.30	2.62	109.44	3.91	2,640,000	675
大谷第三	29	34	31	民設民営	2015.4（H27.4）		2000年3月	民家・アパート	鉄筋コンクリート	53.19	1.72	99.98	3.23	2,400,000	
鴨川小	12	58	48	公設民営	1977.4（S52.4）	1993.3.31／2013.3		学校敷地内専用施設	軽量鉄骨造平屋建	111.26	2.32	155.54	3.24	0	462
鴨川小第二	37	34	30	民設民営	2019.7（R1.7）		1995年4月	民家・アパート	鉄骨造3階建	98.21	3.27	113.54	3.78	2,400,000	
西小なかよし児童クラブ	30	70	58	公設民営	2007.4（H19.4）			小学校建物内専用区画	鉄筋コンクリート	89.30	1.54	96.64	1.67	0	464
合計		2317	1971	公設民営32 民設民営14										¥36,345,700	10939

直近４年間の雇用状況

年　度	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
正規職員	81 人	94 人	97 人	104 人
役員（常勤）	―	1 人	2 人	2 人
役員（非常勤）		2 人	1 人	―
事務局正規職員	7 人	4 人	4 人	5 人
特別支援児担当非常勤職員（なかよしサポーター）	20 人	17 人	17 人	18 人
無期転換職員（内数）	（4 人）	7 人	13 人	17 人
一般非常勤職員	―	211 人	192 人	207 人
パート職員	75 人	―	―	
アルバイト	144 人	―	―	

2022 年 4 月 1 日時点。

・役員は 2020 年度に設置。常勤は理事長、事務局長。

・正規職員には、支援児担当職を兼務している者が数名含まれる。

・2020 年度からパート職員とアルバイト職員を「非常勤職員」と区分している。

2021 年度労働災害の詳細

発生時期	所属学童	職種	災害状況
4 月 12 日	富士見小第二	常勤	子ども用テーブルの消毒作業中、テーブルの脚に右足薬指をぶつけた。右足薬指内出血
4 月 26 日	上尾小第二	常勤	校庭で外遊び中、お迎えに来た保護者へ向かったところ、築山の岩に足を滑らせて右足首をねじった。右足首捻挫
5 月 13 日	大石 B	常勤	校庭で鬼ごっこをしていて木の根っこにつまずき、左ひざを痛める。その後、左ひざを庇いながら室内の子ども用机を運ぼうと持ち上げた時に腰に激痛が走り、動作が不自由になった。左ひざの捻挫、腰椎捻挫
6 月 12 日	大谷第二	非常勤	合同保育で、大谷学童保育所の園庭にて児童らとボール遊びの最中、地表に出ているタイヤにつまずき転倒し、両手を地面に打ち付けた。両手首骨折。全治 3 カ月。

6 月 15 日	尾山台	常勤	活発に行動していた児童の手足が職員の体に当たった。左目など数カ所の打撲
7 月 13 日	今泉小Ａ	非常勤	室内で事務作業中、斜め後ろで遊んでいた児童が紙を振り回して遊んでいたところ、誤って飛んでしまった紙が左目にぶつかる。左目に傷
7 月 20 日	東小第二	常勤	園庭で児童と遊んでいたところ、他の児童が振り回した遊具が右足首にぶつかった。右足首の打撲。
7 月 30 日	富士見小	非常勤	壁に立てかけてあった段ボールが足元に倒れてきてしまったところを踏んでしまい転倒、後頭部を床に打ち付けた。後頭部の打撲。
11 月 1 日	今泉小Ａ	非常勤	帰宅中、小学校敷地内の木の根に足をつまずいて転び、左手を地面に打ち付け、左手首骨折
2022 年 1 月 16 日	尾山台	非常勤	児童と遊んでいたところ、誤って児童の手が右胸付近に当たる。右肋骨の亀裂骨折。
2 月 18 日	芝川第二	非常勤	室内で掃除をしている時に、机の脚に左足薬指をぶつけた。左足薬指腱打撲。
3 月 20 日	富士見小第二	非常勤	子ども用テーブルにパーテーションを設置中、足を滑らせて転倒。その際に左足の甲を負傷。骨折。

設 立 趣 旨 書

子どもは２１世紀を担うかけがえのない存在、社会の宝です。子どもが健やかに育つ社会、安心して子どもを生み育てることのできる社会を作ることは、現代社会の責務でもあります。

上尾の学童保育所は、学童保育が1998年に法制化される以前から30年以上に渡り市からの財政補助も受けつつ保護者と指導員が協力しあい、昼間保護者が家庭にいない小学生に放課後の安全で豊かな「遊びと生活の場」を保障するために学童保育の事業に取り組んできました。

しかし現行の法制度では事業の運営や施設の基準が明確でないために行政の運営判断に委ねられている部分も多く、上尾市内20カ所の学童保育所はこれまで独自の運営、経営を担ってきました。保育料や保育内容などについても個々の施設で異なり、また児童数の増減により影響を受ける不安定な収支構造であり、そのため指導員の安定雇用も困難な状況となるなど様々な課題を抱えて運営して参りました。

上尾の学童保育は、そうした個々の学童保育所の運営の困難さを、市内の学童保育所が統一した運営のルール・基準を制定し実施することで、相互に連携、補助しあえる体制を整えてきました。学童保育所の開設時間の統一や、正規指導員の就業規則・給与規程の統一も図ってきました。また統一運営に向けて、NPO法人格の取得も視野に入れた市内20学童保育所全体としての将来設計について検討を重ねて参りました。検討に当たっては、「私たちはどのような学童保育を望んでいるのか」ということを再確認することが不可欠と考え、「私たちの望む学童保育像」の議論を様々な場で行い、以下のように取りまとめました。

○　学童保育を必要としている全ての子どもたちが受け入れられること
○　子どもたちにとって安全で豊かな生活が送れる場（家庭に代わる居場所）であること
○　親（保護者）と指導員の共同（協同）の子育ての場であり、子どもたちと共に親たちも指導員も成長していける場であること
○　地域の人々と協力して子育てが行えること

この「私たちの望む学童保育像」の実現を目指し、市内２０学童保育所がまとまって新たな「特定非営利活動法人」として再出発するため、学童保育所の総意をもって、「特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会」を設立するものであります。

平成１８年　６月１１日

特定非営利活動法人 あげお学童クラブの会
設立者代表
氏名　　廣瀬　浩司

特定非営利活動法人 あげお学童クラブの会　定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人　あげお学童クラブの会という。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を埼玉県上尾市内に置く。

（目的）
第３条　この法人は、上尾市内に在住する児童のうち、学童保育所に在籍する児童の健全かつ安全な保育の向上を目的として、市内の学童保育所が連携することで安定した運営に寄与するとともに、地域に開かれた活動を行い広く市民の子育てを支援することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1) 子どもの健全育成を図る活動
(2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 特定非営利活動に係る事業
①社会福祉法第２条の第２種社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）としての、上尾市内の学童保育所の開設・運営事業。
②子育て支援に関する講演会、講座及びイベントなどの企画運営事業
③子育て支援に関する書籍、雑誌等の販売事業
④その他、児童の育成支援に関わる事業

第２章　会員

（会員の種類）
第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。詳細は別途「会員規約」にて定める。
(1) 正会員　：この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人
(2) 一般会員：この法人の目的に賛同して入会手続きを終了した個人
(3) 賛助会員：この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

（入会）
第７条　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
２　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。詳細は別途「会員規約」で定める。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 本人から退会の申出があったとき
(2) 本人が死亡したとき
(3) 継続して２年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき
(4) 除名されたとき

（退会）

第１０条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決において会員を除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 法令、定款等に違反したとき
(2) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）
第１２条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　役員及び職員

（役員の種類、定数及び選任等）
第１３条　この法人に次の役員を置く。
(1) 理事　１５人以上２５人以内
(2) 監事　１人以上３人以内
２　理事及び監事は、総会において選任する。
３　理事の互選にて、会長を1人、副会長を若干名、理事長を1人、副理事長を1人、専務理事を1人、常任理事を若干名定めるものとする。
４　この法人を代表する理事（以下、「代表理事」という。）は、理事長とし、代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
５　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（役員の職務）
第１４条　会長は、この法人の基本理念の指導にあたる。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従って、その職務を代行する。
３　理事長は、この法人の業務を総理する。
４　副理事長は、理事長を補佐するとともに、この法人の育成支援業務について、その責を負う。
５　専務理事は、理事長を補佐して、この法人の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
６　常任理事は、専務理事と協力し、理事長および副理事長を補佐する。
７　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
８　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること
(2) この法人の財産の状況を監査すること
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

（役員の任期等）
第１５条　役員の任期は、選任された翌々年の通常総会が終結した時又は２年のいずれか早い時までとする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）
第１７条　役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬）
第１８条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）
第１９条　この法人の事務を処理するため、この法人に事務局員その他の職員を置くことができる。
２　事務局員その他の職員は、代表理事が任免する。

第４章　総会

（総会の種別）
第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）
第２１条　総会は正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第２２条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
(3) 合併
(4) 事業報告及び収支決算
(5) 役員の選任又は解任
(6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（総会の開催）
第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
(2) 正会員総数の５分の１以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
(3) 第１４条第８項第４号に基づき監事から招集があったとき

（総会の招集）
第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。
２　代表理事は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも１４日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２５条　総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選出する。

（総会の定足数）
第２６条　総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会における表決権等）
第２８条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
４　前２項の規定により表決した正会員は、第２６条、第２７条第２項、第２９条第１項第３号及び第４６条の適用については、総会に出席したものとみなす。
５　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員の現在数
(3) 総会に出席した正会員の数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）
(4) 審議事項
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が署名、又は記名、押印しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録を作成した者の氏名

第５章　理事会

（理事会の構成）
第３０条　理事会は理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第３１条　理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(2) 役員の職務及び報酬
(3) 入会金及び会費の額
(4) 総会に付議すべき事項
(5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第３２条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 代表理事が必要と認めたとき
(2) 理事総数の２分の１以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき
(3) 第１４条第８項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第３３条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２号又は第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第３４条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（理事会の定足数）
第３５条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）
第３６条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会における表決権等）
第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合においては前２条及び次条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。
３　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
４　前２項の規定により表決した理事は、第３６条第２項及び第３８条第１項第３号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
５　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（理事会の議事録）
第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事の現在数
(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあってはその旨を付記すること。）
(4) 審議事項
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が署名又は記名、押印しなければならない。

第６章 資産及び会計等

（資産の構成）
第３９条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄附金品
(4) 事業に伴う収入
(5) 資産から生じる収入
(6) その他の収入

（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第４１条　この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、行うものとする。

（会計の区分）

第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業年度）
第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
３　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
４　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。
５　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）
第４５条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第４６条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第４７条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
４　解散のときに存する残余財産は、上尾市に帰属させるものとする。

（合併）
第４８条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　雑則

（公告の方法）
第４９条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

（施行細則）
第５０条　この定款の施行について必要な事項は、理事会議決を経て代表理事がこれを定める。

附　則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事　　廣瀬　浩司
副代表理事　狩俣　浩伸、秋山　一成、髙田　暁
事務局長　　下浅　浩二
理　　事　荒井　幹夫、栁川　民江、島田　英樹、清宮　敏行、大塚　富子、髙橋　亮子、阿部　一弘、
　　田邑　健一郎、三田村　真、園田　洋治、青木　光男、成田　薫、橋本　敦子、松川　直子、
　　山浦　昌之、渡部　恭一、中富　英二、内藤　克美、矢加部　夢美、星野　美和子
監　　事　松浦　亨、佐藤　一彦、岡村　和之

３　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成２０年５月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成１９年３月３１日までとする。

附則

２０１８年6月3日　第１２回通常総会にて一部改正、同日より施行する。

附則

この定款は、２０１９年8月１５日から施行する。

附則

この定款は、２０２１年8月１１日から施行する。

附則

この定款は、２０２２年7月２０日から施行する。

会員規約

（目的）

第１条　特定非営利活動法人あげお学童クラブの会（以下「法人」という。）は、定款第６条の定めるところにより、会員がこの法人の運営及び事業に対し有する権利及び義務の詳細を明確にするため本規約を定める。

（会員の定義）

第２条　本規約にて用いる会員とは以下に記載するすべての会員の総称とする。

２　正会員とは、この法人の目的に賛同し、別に定める年会費を納め、この法人の運営に積極的に参画する個人の会員をいい、特定非営利活動促進法上の社員とする。

３　一般会員とは、この法人の目的に賛同し、入会手続きを終了し入会した個人とする。

４　賛助会員とは、この法人の事業を援助するために入会した個人及び団体とする。

（入会申し込み）

第３条　入会の申し込みは、当法人が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、理事長に提出する。

（入会の成立）

第４条　入会は、前条に定める入会申し込みを当法人理事会が承認して成立する。

（入会の拒否）

第５条　当法人理事会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない。

(1) 入会申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合

(2) 入会申込者が本規約に同意しない場合

(3) その他、前号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

（会員資格有効期間）

第６条　会員資格有効期間は、当法人の事業年度とする。

２　会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とする。

３　前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申し出がない限り、満了の日の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（会員の権利）

第７条　正会員は、総会における議決権を有し、活動及び事業に参画するとともに当法人設定のメーリングリストにより、情報提供及び情報交換の場に参画できる。

２　正会員以外の会員は、総会における議決権を有しないが、活動及び事業に参加するとともに当法人設定のメーリングリストにより、情報提供及び情報交換の場に参画できる。

（会員の資格停止）

第８条　当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通告することなく、当該会員の資格を停止することがある。この場合には、当法人は、当該会員に対し、支払い済みの会費等の金員を返還しないこととする。

(1) 会費が支払われないとき

(2) 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為をおこなったとき
(3) 当法人、他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害した場合
(4) 当法人、他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
(5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
(6) 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
(7) この会員規約に違反した場合
(8) その他、当法人が会員として不適当と判断した場合

（会員資格の継続）

第９条　当法人は、事業年度末までに継続のための案内を会員に通知する。

２　会員資格は、会費の払い込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとする。

（会費）

第１０条　定款第８条による会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員　　年会費 1,000 円
(2) 一般会員　年会費　　0 円
(3) 賛助会員　個人　年会費１口 1,000 円以上
　　団体　年会費１口 10,000 円以上

（損害賠償）

第１１条　会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、又はそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員に対し、当法人が受けた損害の賠償を請求することがある。

２　会員資格が解除された場合においても前項の規定は継続する。

（規約の改正）

第１２条　当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

附則

１　本規約は、２０２２年４月１日より施行する。
２　本規約の施行と同時に会員規則及び会費規程は、廃止する。

2021 年 2 月 18 日第 208 回理事会提案
2021 年 3 月 25 日第 210 回理事会承認

学童保育所利用規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程（以下「規程」という）は、特定非営利活動法人あげお学童クラブの会（以下「法人」という）定款第５条第１項にもとづき、学童保育所に登所する児童の保護者（以下「保護者」という）が、利用にあたって遵守すべき事項について定める。

（利用対象児童）

第２条　上尾市内の小学校に就学する児童であって、または上尾市に在住し上尾市外の小学校に通う児童であること。

(1)　下記の一から三に掲げる保護者の事情により、学童保育所開設時内において保育が必要と認められる児童。

一　保護者が就労のため放課後の保育が困難であること。

二　保護者又は家族の疾病等により保育が困難であること。

三　父または母の不存在（父親または母親がいない場合）

(2)　その他の事情により、学童保育所開設時内において保育が必要と認められる児童で、理事会が認める事由があること。

（規程の遵守）

第３条　学童保育所を利用する児童の保護者は、この規程並びに法人が定める規程を遵守しなければならない。

（児童の送迎等）

第４条　児童の送迎に関しては、保護者が責任を負う。原則、学童からの一人帰りは認めない。尚、学童から習い事などに行く事は、各保護者の責任とする。欠席の場合は必ず保護者が連絡すること。

（保育料等の納入）

第５条　保護者は、法人が定める保護者負担金等を期日までに遅滞なく納入しなければならない。

（口座振替の原則）

第６条　保護者負担金等の納入は原則として口座振替により、保護者は予め引き落し口座を法人に届けるものとし、次の各号に従って手続きをしなければならない。

(1) 期日までに振替手数料を含む必要額を届出た口座に準備する。

(2) 口座振替ができない事由があるときは速やかに法人に報告する。

(3) 入所当初等、口座手続き未了の場合は、その都度法人が指定する方法で納入する。

(4) 残高不足等、保護者の事情により口座振替不能の場合は、保護者は別途法人が指定する期日までに法人が指定する金融機関の口座に、本来口座引き落しをされるべき金額を振り込むこととする。そ

の際の振込手数料は保護者の負担とする。

２　入所金等、振替口座開設以前に納入すべき費用については第１７条、第１８条及び第１９条の規定による。

第２章　保護者の役割

（保護者の役割）

第７条　保護者は職員と連携し、学童保育所の運営（行事等）に参画する。

２　保護者は、職員と児童の健全な育成のために必要な情報を交換し、相互理解を深め、学童運営のみならず学童保育の充実と発展のための活動に協力する。

３　保護者は、学童保育及び職員の役割への理解を深めるため、学習会等への参加に努める。

４　保護者は、地域と連携を図り、地域のイベントにも参加するように努める。

第３章　開設時間

（開設期間）

第８条　学童保育所の開設期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

（開設日）

第９条　開設日は、月曜日から土曜日とする。（祝日を除く）

(1) 平日　（月曜日から金曜日の学校開校日）

(2) 学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、開校記念日、県民の日等）

（開設時間）

第１０条　開設時間は、保育を行う時間帯をいう。

(1) 月曜日から金曜日の開設時間は、学校授業終了時刻から午後７時までとする。

(2) 土曜日の開設時間は、午前８時から午後６時までとする。

(3) 学校休業日等の開設時間は、午前８時から午後７時までとする。

(4) その他、法人は特別に指定した時間に学童保育所を開設することができる。

（受入時間）

第１０条の２　受入時間は、入所児童を施設内に留め置く時間帯をいう。

(1) 学校休業日（平日）においては、午前 7 時 30 分から午前 8 時までとする。

(2) 土曜日においては、午後 6 時から午後 7 時までとする。

(3) その他、法人は特別に指定した時間に受入時間を設定することができる。

（閉所日）

第１１条　閉所日を次の各号に示す。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日（振替休日を含む）

(3) 年末年始（１２月２９日から１月３日まで）
(4) その他法人が定める日
(5) 臨時閉所日：児童の安全確保が困難な場合は閉所とする。（災害・事件・感染症等）

第４章　入所・退所等

（入所手続き）

第１２条　入所に際して入所希望者は所定の書類を提出し入所審査基準に基づく審査や法人の入所管理委員会による審査を受けなければならない。入所決定後についても所定の書類を提出し、第１８条に定める入所金及び第１９条に定める保護者負担金等を納めなければならない。

２　入所に必要な書類の提出は法人事務局が示した方法による。

３　初めて学童保育所に入所を申請する入所希望者は、法人が行う新規入所説明会もしくは事務局が行う入所説明を必ず受けなければならない。

４　入所が決定した学童保育所から他の学童保育所への自己都合による転所は認めない。

５　学童保育所を分離分割する際に保護者会や法人入所管理委員会等で新たな入所先となる学童保育所を決定したのちに退所した場合、再入所先学童保育所は新たな入所先学童保育所として決定した学童保育所とする。

（新１年生の入所）

第１３条　新１年生の入所は４月１日からとする。（１日が休日の場合は翌日からとする。）

（退所手続き）

第１４条　やむを得ず承認期間内に退所する場合は、保護者は所定の退所届を事務局に提出しなければならない。

２　退所届は退所月の末日までに提出する。但し、末日が休日の場合は直前の開所日までに提出する。

３　保護者負担金等は退所日の月までは月単位で全額納入することとする。（日割り計算はしない）

４　保護者負担金、超過料金の滞納がある場合、退所届は原則として受理しない。

（休所）

第１５条　休所とは、学童の在籍児童が傷病その他の事由により、登所の意志があるにもかかわらず不可能な場合において、月初から月末まで、月単位で登所できない場合を言う。休所する場合には、休所届を提出すること。休所時の保護者負担金については第１９条に定める。

２　学校が伝染性疾患等の理由により出席停止等の扱いとなる場合には、他の児童等への感染を防止するために、学童への登所停止とする。

３　その他、休所扱いに準じる事例の場合には、常任理事会において協議する。

第５章　保護者負担金等

（入所金）

第１６条　入所金は１児童につき１３，０００円とする。

２　入所金は指定する日時までに納入すること。

３　入所金は小学校在学中に１回のみの納付とし、原則として理由の如何を問わず返還しない。

（保護者負担金）

第１７条　毎月の保護者負担金は別表１に定める。

２　保護者負担金のうち、学童保育所における食料費（おやつ代）、教材費、行事費、消耗品費、その他の各５項目を保育費として使用し、残りは法人運営経費、学童保育所運営経費とする。項目ごとの金額は財務委員会にて決定する。

３　保育費のうちの食料費は、アレルギー対応のためおやつを提供できない児童に対しては返金する。

（保育の特例）

第１８条　保護者負担金には以下の~~各~~項の特例を設ける。

２　ひとり親・就学援助減免

保護者の申請により、次に掲げる⑴～⑵のいずれかに該当する場合

⑴　一人親家庭または両親のいない家庭の児童

⑵　就学援助を申請して対象となった家庭の児童

３　多子特例減免

保護者負担金は、保護者を同じとする３人以上の児童が入所している場合、学年が下の児童から２人分について納付し、３人目より上の児童は保育費のみの支払とする。

４　休所の特例　１ヶ月の開設日の半分以上休所する場合は、保護者負担金を別途考慮する。

５　１月１日、４月１日、８月１日の各日に途中入所する児童は、前月に始まる小学校の長期休み期間中、１日につき１，０００円の日割負担金を支払うことで入所日前の学童保育所登所を認める。

（滞納）

第１９条　保護者負担金の滞納が発生した場合は、以下の対応をとり、速やかな納付を促す。

⑴　引き落としがされなかった翌月に督促状を出す。

⑵　さらに引き落としがされなかった場合には直接連絡をする。

⑶　連絡した月内に納入確認ができない場合は退所を勧告する。

⑷　退所勧告（２ヶ月滞納）を受けた会員が再度２ヶ月滞納を行った場合は、理事会にて氏名公表の上強制退所とする。尚、その者が再入所を希望する時は、保証人を必要とする。

２　保護者負担金の滞納がある場合、学童保育所の次年度以降の継続入所及び退所後の再入所申請についてはこれを認めない。

（超過料金）

第２０条　第１１条に規定する開設時間及び受入時間内に保護者の引き取りがなかった場合、１世帯１日につき、１５分ごとに１０００円の超過料金を支払わなければならない。

２　超過料金の滞納がある場合、学童保育所の継続入所申請及び退所後の再入所申請についてはこれを認めない。

３　超過料金は、原則、超過をした日に現金で学童クラブ職員に支払いをする。

第６章　雑則

（改廃）

第２１条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て、代表理事が行う。

附則

１．この規程は 2007 年 4 月 1 日から施行する。
２．この規程は改定後 2010 年 4 月 1 日から施行する。
３．この規程は改定後 2010 年 8 月 1 日から施行する。
４．この規程は改定後 2011 年 4 月 1 日から施行する。
５．この規程は改定後 2011 年 10 月 1 日から施行する。
６．この規程は改定後 2012 年 1 月 1 日から施行する。
７．この規程は改定後 2012 年 8 月 1 日から施行する。
８．この規程は改定後 2016 年 1 月 1 日から施行する。
９．この規程は改定後 2017 年 10 月 1 日から施行する。
１０．この規程は改定後 2018 年 4 月 1 日から施行する。
１１．この規程は改定後 2019 年 3 月 1 日から施行する。
１２．この規程は改定後 2020 年 4 月 1 日から施行する。
１３．この規程は改定後 2022 年 4 月 1 日から施行する。
１４．この規程は改定後 2022 年 8 月 1 日から施行する。

別表１．保護者負担金基本額（1 カ月単位）

	1～3 年生	4 年生	5～6 年生
基本	14,000 円	13,500 円	12,000 円
減免	9,700 円	9,600 円	8,500 円
1 世帯 2 人目	13,000 円	12,500 円	11,000 円
3 人目以上	2,650 円	2,650 円	2,650 円

2006.12.1 起案・修正　2006.02.02 修正　　2007.3.9 修正
2007 年３月 22 日第 15 回理事会承認
2007.6.18.改正案提出　2007 年７月４日第 22 回理事会承認
2010 年 3 月 25 日第 57 回理事会承認
2010 年 6 月 30 日第 60 回理事会承認
2010 年 7 月 29 日第 61 回理事会承認
2011 年 6 月 23 日第 71 回理事会承認
2011 年 10 月 27 日第 74 回理事会承認
2012 年 8 月 25 日第 83 回理事会承認
2015.12.16.改正案提出　2015 年 12 月 16 日第 126 回理事会承認
2017.9.27.改定案提出　2017 年 9 月 27 日第 153 回理事会承認
2018.3.29.改定案提出　2018 年 3 月 29 日第 159 回理事会承認
2019.　2.28 改定案提出　2019 年 2 月 28 日第 173 回理事会承認
2019 年 10 月 21 日第 182 回理事会提案
2019 年 10 月 30 日第 184 回理事会承認
2020 年 2 月 18 日第 188 回理事会提案
2020 年 3 月 25 日第 189 回理事会承認
2022 年 2 月 22 日第 232 回理事会提案
2022 年 3 月 23 日第 233 回理事会承認
2022 年 7 月 21 日第 241 回理事会承認

これからの上尾の学童保育ビジョン

今までの学童保育を大切にしながら、よりよい学童保育ビジョンを目指して！

1．学童保育を必要としている全ての子どもたちが受け入れられること

具体的なイメージ

- 子どもたちの家庭環境は様々ですが、学童に帰って来れば誰もが、いっぱい詰まった時空間を異年齢で遊び、生活することによって、同じ充実感と達成感を得ることができます。
- 子どもたちにとって、ホッとできる居場所。そして、子どもを狙った犯罪や事件に巻き込まれないように、安心して預けられる居場所が学童です。
- １年生から６年生まで、必要とする全ての子どもたちが通える学童保育所を目指します。

2. 子どもたちにとって安全で豊かな生活がおくれる場（家庭にかわる場所）であること

具体的なイメージ

- 学童保育は、豊かな保育内容と施設の保障をし、いつでも子どもたちが自然に「ただいま！」と言って帰ってこられる「第二の家庭」になります。
- 学童保育は、不満やイライラをぶつけても受け止めてくれる仲間や職員がいるので自分の居場所と存在感を感じられ、安心して素直に自分を出せる場所です。
- 子どもたち一人一人の思いをしっかりと受け止めることができ、子どもたちの様子や思いを保護者にきちんと伝えることができる職員がいます。

3. 親（保護者）と職員の共同（協同）の子育ての場であり、子どもたちと共に親たちも職員も成長していける場であること

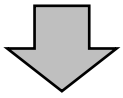

具体的なイメージ

● 保護者は、働きながら子育てをしているもの同士という共通の立場から、家庭や子育てについての様々な悩み事の相談や情報を、子どもを通して交流し合うことができます。
● 職員は、子どもたちの自主的な活動を保障しながら、放課後や学校休業日を安心して共に生活する中から、子どもの成長を通して、保育を相互に学び合うことができます。
● 保護者も子どもを真中にして、学童の行事や事業活動に参画することによって、子育てこそが「親のライフライン」と言える保護者会を目指します。

4. 地域の人々と協力して子育てがおこなえること

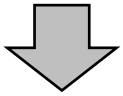

具体的なイメージ

● 学校、地域住民・市民団体、そして一般企業とも共に子育てについての繋がりを持ち、子育て相談のネットワークメンバーとして、少子化対策の一端を担います。
● 学校や地域住民の行事と学童行事は、相互に交流し合い、それぞれの活動推進役を担います。
● 学童での子育て論や伝承遊び・体を使った遊びを、小学校の行事・部活や地域行事などで、子どもたちや地域へ伝えて行くことを目指します。

～これからの上尾の学童保育～

育てあい、育ちあいの地域ネットワーク

- 上尾の学童保育が市民みんなの財産となるよう協働して進めましょう -

保育指針

子ども達の自主的な活動を保障しながら、放課後・学校休業日を安心して生活できる場を目指して。

学童保育で生活する子ども達は主に共働き・一人親家庭の１年生から６年生までの子ども達である。子ども達は今日の家庭、学校、地域、環境の変化の中で過ごしている。
毎日の生活を大切にして、子ども達の自立の意志を励まし、仲間と手を結び合う喜びを育てる。

子どもの成長と発達について

1～2年生

幼児期の延長線上であり、遊びや生活も自己中心的で、幼さが抜けきっていません。
ルールのある集団遊びや同学年同士のあそびはぶつかり合いも多く、遊びも長続きせず、大人や上級生の力が必要です。
ごっこ遊びや一対一の遊びから興味が広がり、「より強い」「より早い」などに価値をおくともいわれています。異年齢集団の中で遊びや生活が広がり、「憧れ」「信頼」を持ち自分の成長への見通しや目標が徐々に持てるようになってきます。上級生と遊び生活する体験は兄弟が少ない状況の中ではとても重要です。この時期に基本的生活習慣を身につけることが大事です。

3～4年生

この時期は、目的をもって仲間とともにやり遂げることが自覚的に自らの要求として生まれてくる時期であり、1，2年生とは違うかたちで芽生え、育つ時期です。
1，2年生で得た生活力や人格の蓄積を、異年齢の仲間の中で自分のものとして、さらに深め　良いこと、悪いことをもくりかえす谷間の時期でもあります。
学童期の子どもは成長発達の大きな節目を持っており、人格形成上とても重要な時期です。大人の保護も必要で依存しながら自立していきます。大人の関わり方も問題行動と捉えず、成長の過程と捉える事が大切です。
また、高学年とともに生活し、遊びや取組みをする中で自分の成長に見通しをもてるようになります。

4～6年生

この時期は、物事を客観的に見る力、物事を理論的に分かり、議論できるようになる時期です。思春期の入口でもあり、集団の中での自分への評価、位置を気にかけ、自分を知っていきます。そして自らの要求を組織し、その要求を集団で実現していく時期でもあります。異年齢集団の中で生活し、多くの大人や仲間と関わることで人格的に大きな成長をします。学童保育の中では、一緒に過ごしてきた仲間たちだからこそ、心身の発達とともに大人に依存しつつ、大人に頼らないで行動をとれるようになれます。

障がいを有する児童

障がい児・健常児も一緒に生活することの中から、お互いに学び育ち合えます。障がいの有する子を受け入れて保育をするときは、保護者をはじめ関係者としっかり連絡をとりあいながら、その子どもをよく理解するよう努めます。

子ども一人ひとりが安心して過ごせる生活づくり

○ 働く親を持つ子ども達の思いや感情を受け止めて、一人ひとりの生活を支える。
○ 子どもが自分の意志で通う場所であり、自分がだせる、安心できる居場所をつくる。
○ 子どもたちの生活を時間（天候、学校のこと）、空間（場所、施設）の両面から子どもの状況を把握し、見通しを持てるように組み立てる。
○ １年～６年生の子ども集団の中でぶつかり合い、励まし合って子ども同士の関係が高めあえる仲間づくりにする。
○ 子ども一人ひとりの気持ちや願いを大事にし、子ども自身が主体的に生活できるようにする。
○ 障がいをもった子どもや、異なる文化・習慣で育った子どもも含めての生活づくりをする。

毎日の生活の場である学童保育では、遊びを十分に保障し、魅力ある放課後の生活が保障され、安全かつ生き生きと安心して過ごせる場です。
子ども時代の遊びの体験は、子どもの成長や発達、人間形成のうえで大変重要な意味を持っています。子どもの日常から一人ひとりが何を感じ、何を思っているか丁寧につかみ、一人ひとりの興味、関心が広げられるような環境づくりをしていきます。また子ども同士の話し合い、活動などを通して異年齢の良さを生かせる集団づくりを心がけます。

子どもの健康と安全管理

○ 子どもの表情や様子から健康状態を把握する。
○ 子どもの異変時には敏速に的確な対応が出来るように配慮する。
○ 衛生に留意する。（手洗い、うがい、時期的なこと）
○ おやつは成長期の子ども達にとって重要な役割を持っており、季節のものや、嗜好・栄養を考慮して作る。
○ おやつは楽しく食べられる工夫をする。
○ 子どもたちが自分達で作ったり、準備や後片付けをすることも大切である。
○ 基本的な生活習慣を身に付けられるよう援助する。
○ 危険から子どもを守るとともに、子ども自身が危険から身を守れる力を育てる。
○ 施設・備品の管理、遊具や危険な個所の点検・確認をして、生活環境を整える。
○ 安全な環境であることを前提に快適で充実した、安心できる保育であること。
○ 天災や事件など、非常事態に備え、学童から避難場所までの経路を決めておき、非常事態発生時には、必要な対応を取り、速やかに児童を誘導し、安全を確保するように努める。

学童保育の職員は、共働き、ひとり親家庭の子どもの放課後の生活を守ることが仕事です。そして、このことを通して、働く家庭の子育てを支えます。子どもたちが安心して、生活がおくれるよう安全面からの施設・備品・遊具の点検は不可欠です。子どもの出欠確認、行き帰りの安全確保、日々の保育の中

での子どもへの安全指導や防災訓練、緊急時の医療機関への連絡システムもしっかりしておく必要があります。一人ひとりの子どもが安心して、のびのびと過ごせるように、子どもたちと一緒に生活をつくっていきます。
衛生管理の面では毎日のトイレ掃除、おやつづくりをする場所、及び調理器具等の清潔に努めます。
学童期の子どもたちが毎日生活している中でおやつは重要です。保育園の時代と比べて、活動範囲も広がり活動量も相当増えています。第 4 の食事として栄養面やエネルギー、バランスを考え、ぬくもりのあるおやつになるよう心がけていきます。
また、楽しく食べられる雰囲気づくりをしながら、自分たちでおやつを準備したり、片付けたりすることも大切です。おやつの時間はみんなが集う時間でもあり、連絡・話し合いなどが行われる場としても位置付けられています。

遊び、取り組み、行事

○ 毎日の生活があってこそ行事、取り組みがある。
○ 取り組み・行事を行う時は、目的を明確にして計画導入を行い事前準備、打ち合わせを丁寧に行う。
○ 思いっきり遊ぶことで、仲間と遊ぶ楽しさ、喜びを実感できるようにする。
○ 子どもたちの意志や自由を尊重し、子ども同士の関わりを通して成長できるように働きかける。
○ 日常の生活のバランスを考え、行事の目的と子どもたちの状況、要求を把握し子どもたちと考えあいながら取り組む。
○ さまざまな文化や伝承遊びにも触れる機会をつくる。

子どもたちは遊びが大好きです。子どもにとって遊びは、夢中になれる本当に楽しいものです。子ども時代の遊びの体験は、子どもの成長・発達や人格形成のうえで大変重要な意味を持っています。子どもの興味や関心を大切に五感を使った遊びや伝承遊び、思いっきり身体を使っての遊びを取り入れていきます。また、一人ひとりの遊び道具があるわけではないので物の取り合いも起こります。そこからみんなで共有することを学び、相手への思いやりや、痛みを知ることができるのです。毎日の生活の場である学童保育では遊びは十分に保障していくことが求められます。

家庭との関わり

○ 家庭での生活、子どもへの保護者の思い、願いを理解し働きながらの子育てを支える。
○ 必要に応じて家庭への連絡、訪問、個人面談を行う。
○ 保護者会、おたより、連絡帳、電話、お迎えなどを通し、子どもの様子を伝えていく。
○ 話し合い相談できる信頼関係をつくる。

学童の中だけで子どもを見ていくのではなく、子どもの生活全般をとらえるために、家庭での生活、保護者の思いや願いを把握し保護者との子育ての協力、共同をつくります。
保護者が安心して働けるためには、学童保育の子どもの様子を保護者に伝える事が必要です。学童保育にいる間の子どもの様子を見通しを持って伝える事によって保護者は安心して子どもを学童に託すことができます。また、親の願い心配も含め家庭での生活を知ることによって、日常の保育に生かすことができます。働く親を理解し、共感できるように心がける。
親同士のコミュ二ケーションがうまくいくことが大切で、そのためには保護者会活動が生きてきます。
また、個々の問題、課題を伝える場合には、プライバシーへの充分な配慮が必要です。

学校との連携、地域との関わり

○ 学校と連絡を取り合い、学童保育での様子や生活を伝え合い、必要に応じて懇談を持つ。
○ 緊急時に学校と学童保育での連絡を円滑に行えるようにする。
○ 学童保育に通う子どもたちの地域との関わりを保障する。
○ 学童保育とそこに通う子どもたちが理解されるように、地域の人との関係づくりを大切にする。
○ 各種専門機関と必要に応じて連絡を取る。

学童保育は地域生活のひとつです。子どもたちが学校での生活を持ち込んでくることに職員は留意をして、学校で行われていることや子どもの生活を理解します。地域社会の中で子どもの生活がより円滑に進められるように心がけます。家庭・学校・地域・行政と手をつなぐことで、子どもの生活は安定し成長、発達の土台を築くこととなります。
また、学童保育は地域のなかの施設ということから、地域の実態や子どもに関わる行事なども把握しながら、子どもが豊かに育つ地域・街づくりを地域の方々と共に進めていく取り組みが求められます。

保育に関わる実務

○ 職員同士の打ち合わせ
○ 出欠席簿の記録、児童の所在把握
○ 日誌、保育のまとめ
○ おたよりの発行
○ 保育計画の作成
○ おやつの献立、準備、調理
○ 施設設備、備品の管理と環境整備、衛生管理
○ おやつ、教材、運営費の出納管理
○ 生活を豊かにするための遊びや活動の研究、研修
○ 保育に関わる行事
○ 保護者会等会議
○ 家庭、学校、地域行政との連携

職員の仕事は保育指針に基づき、一人ひとりの子どもが安全で放課後の主人公となり、生き生きとした生活が保障され、年齢の異なった子どもたちの成長を促す仕事です。また、子どもたちの親の生活や労働を理解し支えることも求められる仕事です。
職員は、一人ひとり子どもをしっかりと受け止め、一緒に生活する仲間がお互いに分かり合えるようにし、生活の場として毎日帰ってこられてのびのびと生活ができるようにします。そのためには日々の保育を検証しながら、基礎的な研修ならびに実践を振りかえったケース検討、研究などが必要となります。
子どもたちが安心して過ごせように、安全、健康、衛生に気を配りながら生活の流れを組みます。生活のルールや予定が分かるようし、宿題、おやつ、遊びの時間など子どもたちが生活に見通しを持てるように援助します。
子どもの自主性、子どもの声を大切にし有意義な生活を保障したいものです。

あげお学童クラブの会
育成支援の指針

ver.1
2021.9.15

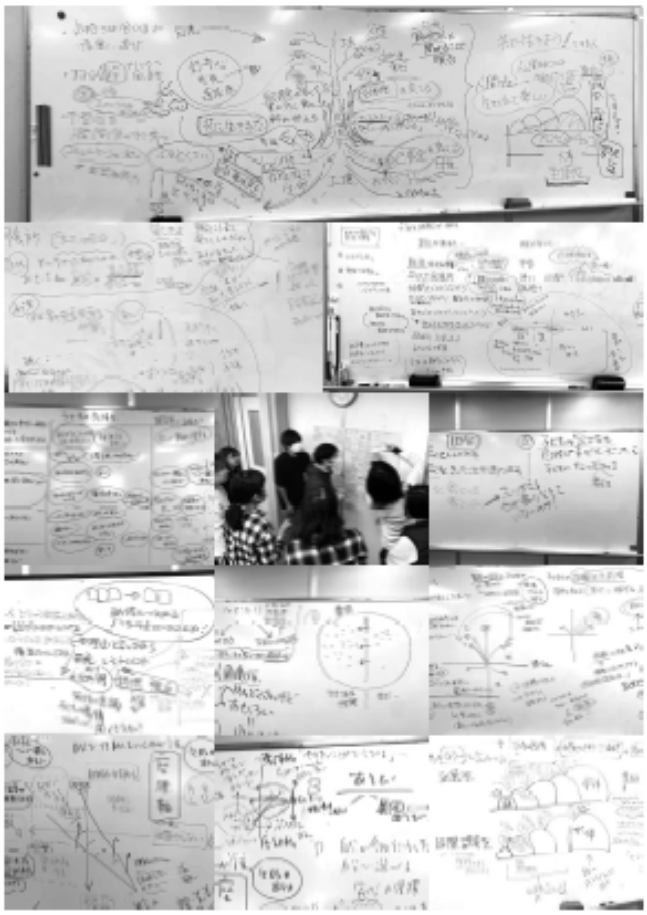

はじめに

本会では、2019年に育成支援の方向性をまとめ、"生き活木。として図示しました（2〜3ページ）。
「学童での育成支援とは、遊びを中心にした生活の場として、子どもの自己肯定感（根）とそこから生まれる主体性（幹）を育むこと」であり、「支援員の仕事は子どもたちに安心を保障し、子ども自身が自ら挑戦・工夫できる環境を整えること」と確認しました。
この冊子は、日々の保育の各場面でどのような対応をすることが"生き活木。を育てていくことになるのかを示したものです。

この冊子は、3年以上にわたる本会の支援員による討議（全体討議11回、委員会討議55回）を経て、本会の「育成支援委員会」によって、まとめられました。支援員を中心に、保護者も加わり、それぞれの経験を持ち寄って、自分たちの言葉でまとめたものです。「その場面で何を大事にしているのか」「なぜそのような対応をしているのか」と、一つずつ検証しています。
日々の保育は、それをふりかえることによってその質を上げていくものです。その際に「どの方向でふりかえるのか」を明示しました。

この冊子は、ver.1です。今回の議論では十分に詰めきれなかったことや、取り組めなかった課題がまだまだたくさん残されていますが、ここでいったん冊子としてまとめ、共有することとしました。今後、ブラッシュアップしていく予定です。

子どもたちが、毎日を生き活きと過ごしていけるような学童保育所づくりを目指して、子どもたち、保護者の皆さんと一緒に考え、実践していきます。

2021年9月

特定非営利活動法人あげお学童クラブの会
理事会・育成支援委員会

Ⅰ『生き活木』＝私たちの目指す育成支援とは

1-子ども一人ひとりの自己肯定感が育まれること（根）
＝支援とは、子どもの安心を保障すること
①無条件にここにいてもよいと思えること。
②子どもにとって、ほっとできる場所であること。
③ありのままでいられること（**土壌をととのえる**）。

2-子ども一人ひとりの主体性が育まれること（幹）
＝支援とは、子ども自身が自ら挑戦・工夫できる環境を整えること
①自分で考えてみること、工夫ができること、やってみること。
②挑戦と失敗をする機会が保障されること。

3-共に生きることを学べる場にすること
（＝「人とかかわることは、めんどうくさいけど面白い」）
①自分の気持ちを表現し、それを受け止めてもらえるという体験、他者の気持ちを受け止める体験、その両方ができる場所。
②子ども自身が、学童クラブをつくる当事者であると感じられること。他者との対話の中で、ルールを自らつくり、つくりかえていける場所

生きることを楽しめる子に!

注：「共に生きる」ということは、単純に「いつも仲良くしていること」ではありません。どうなってもその場から排除されることはないと感じられる人の集まりであろうとすることです。

あげお学童クラブの会として、育成支援の方向性をまとめたのが下図"生き活木"です。
「学童での育成支援とは、遊びを中心にした生活の場として、子どもの自己肯定感（根）とそこから生まれる主体性（幹）を育むこと」であり、「支援員の仕事は子どもたちに安心を保障し、子ども自身が自ら挑戦・工夫できる環境を整えること」と確認し、日々の育成支援に取り組んでいます。

生きることを楽しめる子に　～人とかかわることは、面白い～

・生きるとは成長すること。
・結果として実がなる（～ができる）ことだけが楽しいのではなく、実がつかず（～ができなくて）、花で終わることもあるが、成長する全ての過程を楽しめる子に育ってほしい。

Ⅱ 育成支援の基本手順

■育成支援とは

育成支援とは

①日々の出来事（事実）をもとに、

②子どもの気持ちに関心を寄せ（見立て）、

③安心の確保と主体的な行動（やってみる）の機会をつくること（手立て）

そして、

④それをふりかえる（検証）ことを通じて、

支援の質を高め、子どもの成長を支えることです。

＊いわゆる子どもの「問題行動」に対しては、その行動を表面的に禁止・指示するだけではなく、その行動の裏にある子どもの気持ちの状態や願いに関心を寄せることから、必要な対応を考えます。

①事実（場面・言葉） → ②見立て（子どもの気持ち） → ③手立て（見立てにもとづく対応）

手順

1）立案　……①事実②見立て③手立ての順で立案（プラン）
2）実行　……プランにもとづき実施
3）検証　……実施中の新たな事実をふくめプランを修正・点検。
「見立ては正しいか、手立ては適切だったか」

＊適切な立案のためには、保育日誌などの日々の記録が不可欠です。

＊一つひとつの行動の裏側には、必ずその子の気持ちや伝えたいことがあります。支援とは、その子の気持ちに想いをはせること（見立て）、その上で、必要な手立てを考えることです。

それは適切な支援だったのかどうかを、常にふりかえる

（例）

①事実（場面・言葉）	②見立て（子どもの気持ち）	③手立て（見立てにもとづく対応）	見立てに基づかない対応（不適切な対応）
・集団あそびで何をするかを決めるとき、多数決で少数派の子たちから不満が出た ・…… ・……	・自分たちの意見を聞いてくれるのだろうか。聞いてくれないのではないだろうか。 ・数が多いほうに決まるんでしょ ・……	・子どもたちに「こういう意見もあるけどどうする？」と伝え、少数派の意見にも耳を傾ける。 ・意見を言ってくれたことに感謝を伝える。 ・…… ・……	・「はい、じゃあ○○をします」とどちらかを支援員が決める
【Aちゃん】 ・遊んでいる時に「ぎゃー！」と暴れた ・下校時に別の道で帰ってきていた ・「うざい」など悪態をついていた ・いつも遊んでいる子が休んでいる ・「学童のせいだ」を連呼 ・…… ・……	・イライラの原因は？ ・学校で嫌なことあった？ ・いつも学童で遊ぶ子が休みなので、不安？ ・遊びが上手くいかない？つまらない、家に帰りたい？ ・お家で何かあった？ ・…… ・……	・「どうしたの？」と、子どもの目を丁寧に聞く、気持ちを聞く ・学校や友達の様子を聞く ・支援員が一緒に遊ぶ ・…… ・……	・「(ごなしに)「コラ！」「ダメ」「みんなが迷惑！」と注意 ・「やめない時は」「何度言われたらわかるの！」とさらに注意を重ねる ・……

＊一人ひとりの子どもについての対応であっても、集団としてのあり方であっても、事実にもとづいて、見立て（子どもの気持ちに想いをはせる）をし、見立てをもとに手立てを考えるという手順は同じです。
＊見立て（子どもの気持ち）に寄り添わない対応を重ねると、子どもにとって学童は、安心できる場所、主体性を育む場所ではなくなります。（例：「こわいから言うことを聞く」）

■発達のプロセスをふまえて

学童保育は、以下のような３つの発達段階の子どもたちが混合する世界です。そこが育成支援の難しさでもあり、同時に大きな魅力でもあります。「こんなお姉さんになりたい」という憧れの気持ちや、「あいつがやれてるなら俺も」というライバル心、あるいは小さい子に対して「助けてあげたい」という気持ちは、異年齢の集団だからこそ生まれてくるものです。

留意したいのは、

どの子もこの発達の道筋（順番）を通る、ということ、

子ども一人ひとりの速度がある、ということ。

その子がいまどのような状態にいるかを見極め、その子にとって必要な段階までさかのぼって、支援をしていくことになります。「○年生なのに、○○もできないの？」といった他の子どもと比べて点数をつけるような目線は、子どもから安心を奪う行為であり、子どもの育成支援として適切ではありません。

①幼児期後半

親から見てもらうことと、親から離れてすることを使い分けるとともに、子ども同士の遊びが盛んになり、ごっこ遊びなどの虚構的世界を共有しながら子ども間でのコミュニケーションが活発になります。

②児童期

ものや人の世界に対する興味が広がり、その興味の持続・探求のために自らを律することができるようになります。書き言葉や数量概念に進歩が見られるとともに、子どもや大人の多様な人との関わりについても経験します。

③青年期（思春期）

自分の身体の突然の変化にとまどい、自分のことを気にするようになります。理論的な思考が研ぎ澄まされ、人生や社会について考えるようになります。

■育成支援は必ずチームで行います。

育成支援は、職員が１つのチームとなることで、はじめて成り立つ仕事です。正規職員だけでできる仕事でもありません。

多様な視点を当てることで、適切な見立てをすることができ、役割分担をすることではじめて、必要な手立てを実行することができます。

日々の情報の共有と職員の会議での「立案、実行、検証」を繰り返すことで、職員集団はチームとして成長していきます。それが日々の育成支援を支えます。

誰か１人だけの判断で動き他の人はそれに従う、というような運営では最適な判断と実行はできません。誰もが発言できる、そして、互いの意見に耳を傾けることができる関係になっているかどうかは、育成支援の質に大きな影響を持ちます。

column ＊ 子どものそばに大人がいること、の意味

放課後は、かつては子どもたちだけで過ごしていた時間でした。子どもたちが自分で考え、決め、行動し、結果を自分たちで引き受ける、そんな時間でした。せいいっぱいの力をつかって、工夫と苦労を重ねる時間。ときに社会の普遍よりも、「やってみたい！」を最優先する夢中の時間。また地域社会の中で、多様な人と出会い、さまざまな価値観に触れ、またルールを学ぶ機会でもありました。その結果として、子どもたちは学校で得られるものとは違う、さまざまな生きるための力を身につけていきました。

他方で、子どもだけの世界は、水死や交通事故、犯罪などの危険と表裏一体の世界でもあり、また、大人の社会にある差別や力関係が大きく影響する世界でもありました。

放課後の時間に、大人がかかわることの意味は、第一義的には安全の確保です。命にかかわる事故を防止するために、常時、大人のいる場所として、学童クラブは生まれました。しかし、それだけが大人のいる意味ではありません。子ども社会の中に持ち込まれる大人社会の歪み（差別や力関係等）から、子どもたちを守ること、そして多様な人々が、対等な関係の中で、互いに認めあいながら共に暮らすにはどうしたらよいのか、子どもたちが体験の中から学ぶ場にすること。それが、子どものそばにいる大人の積極的な意味なのではないでしょうか。

低学年や障害を持っているなど弱い立場になりやすい人をはじめ、そこにいる人すべてが、安心してすごせる場にするにはどんな配慮が必要なのか。自分の意見を表明し、他者の意見を受け止めること。対話の中で折り合いをつけていくこと。子どもたちは、そこにいる大人の姿から学びとっていきます。えこひいきを受けた子はえこひいきをするようになります。命令ばかりされた子どもはやがて命令をするようになります。立場が弱いときにきちんと意見を聴いてもらえた子は、立場の弱い子の意見を聴くようになります。

そう考えると、育成支援とは、次にどんな社会を用意するのか、ということなのではないでしょうか。学童クラブは、次の社会の姿なのではないでしょうか。あなたはどんな社会を作りたいですか？

Ⅲ 日々の保育の中で

以下、学童の１日（平日）をたどりながら、支援とは何か、支援員が何をすべきで何をすべきではないのか、「生き活木」に沿った対応について場面ごとにまとめました。

Scene
- １登所（おかえり）
- ２遊び
- ３おやつ
- ４宿題
- ５そうじ・かたづけ
- ６降所（またあした！）

Topic
- １行事
- ２ケンカ・トラブル
- ３ケガ
- ４班活動

Scene1 登所（おかえり）

育成支援は、子どもたちの「ただいま」と支援員の「おかえり」からはじまります。「帰ってきた」という安心感が感じられるように、「待っていたよ」という気持ちが伝わるように、声掛けをしていきます。次の３つの視点にそって、確認・把握・支援を行います。

①安否・安全確認
一人ひとりの子どもの出欠を確認し、欠席であれば、その連絡の有無と、理由を必ず把握します。

②身心の状況の把握
可能なかぎり、名前をよんで一人ひとりに声をかけ、表情を見るなど、普段と違う様子・雰囲気（異変）がないかどうかを確認します。異変があれば、職員間で共有し、迅速に対応します。

③学童の状況を子どもと共有する
子ども自身が見通しをもって過ごせるように、登所時の学童の状況や、その後の一日の流れを伝えます。

※「おかえり」から、学童ははじまる

Scene2 遊び

（1）本来、子どもにとって放課後の時間とは、「遊び」の時間です。「遊び」とは、形やメニューではなく、「その子自身が主体的に関わり、その事を堪能できている」という状態です。「遊び」は、自ら課題をきめ、挑戦し、失敗し、工夫を重ねる中で、未知の世界を味わうことです。遊びの中で「やってみた（工夫した、挑戦した）」という経験が、次の「やってみたい」（生きる意欲・主体性）を育みます。育成支援とは、子どもの「やってみる」を支えることです。安心を保証し、工夫できる環境を整えることで子どもは自ら主体的に動き出すことができます。

（2）学童は、子どもが集団で（群れて）遊ぶことができる場所です。子どもは遊びの中で、他者とかかわることのむずかしさと楽しさの両方を学びます。ルールを守ることで生まれる楽しさと、ルールをつくりかえることで生まれる楽しさ、その両方を経験することで、社会の中で他者とともに生きていく力を身につけていきます。

＊遊ぶとは、何をするか、あるいは、しないかを自分で決めることができる時間です。はたから見れば、なにもしないように見えている時間も、その時の、その子にとっては必要な時間です。

＊遊びの多くは、子ども同士の関係性の中で発生します。学童は、毎日、ほぼ同じメンバーの集団であることから、多様で豊かな遊びの時間を体験できます。しかし、子どもは集団で遊ぶことが正しい（好ましい）という前提には立ちません。あくまでも、その子がやってみたいということが遊びです。

＊一人で遊んでいる子がいたときに、その子が他に選択肢が狩ってない状態（D）なのか、

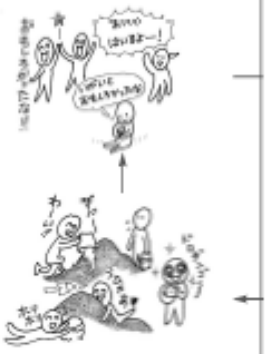

持ってはいるが、一人を選んでいるか（B）では意味合いが違います。その子が、安心して過ごせているかどうか？という視点で見守り、必要があれば関わりをもちます。

＊一方、遊びの中で他者との関係はつくられていくものでもあります。そこで必要があれば、支援員は子どもを遊びの中に誘ったり、集団での遊びの時間を設けることもあります。

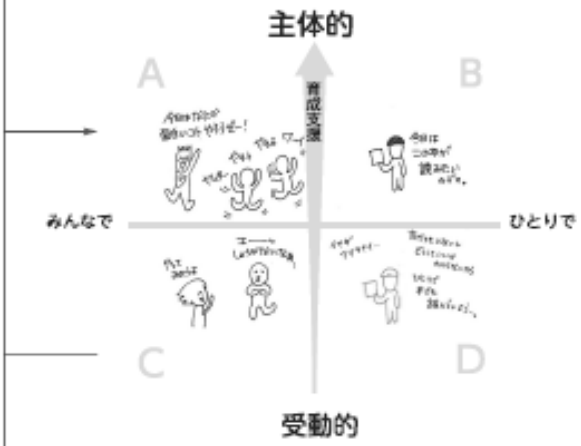

Scene3 おやつ

（1）学童で「おやつの時間」を設定している理由は、まずなにより「心身（心と身体）の回復」のためです。「心身の回復」とは――

食の安全性を徹底した上で、

①心をリラックスさせること、

②身体に必要な栄養を得ること、

すなわち「だんらん」「やすらぎ」の場となることです。平日学校等で緊張し疲れた心と、半日活動した身体の疲れを癒やすことが第一の目的です。楽しいおやつの時間をもつことで、心身の緊張をゆるめ、その後の活動の活力を補給します。

（2）つくる、食べる、かたづける、まわりの人への気遣い（マナー）など、子どもたち自身が主体的に楽しいおやつの時間をつくっていけるように支援します。

＊食の安全性とは、衛生管理・食品管理を徹底すること。

※いわゆる食育、マナーなどの要素も一つひとつ大事な視点ですが、ややもすると本来のおやつの目的である「心身の回復」がないがしろになりがち（右図）です。

○献立のめやす（例）

①以下の３つの要素を基本にメニューをたてる。

あ）身体のエネルギーになるもの
いわゆる「おなかにたまる」もの：学童での活動、夕ご飯までの活動を支えるため。

い）のどをうるおすもの
ゼリー、スープ、乳酸ドリンク、アイス、くだもの等

う）甘いもの
リラックス、心の疲労回復のためです。

②季節、季節感、などの視点もくわえる。

③メニューを決めるときに子どもの声を聴きながら、子どもと話し合いながら決める

Scene4 宿題

（1）学童では、子どもたちに１日の時間をどう使うか、主体的に自分で考え、管理していく力を身につけていくことを目指しています。

（2）そのために、宿題についても学年や子どもの状態に応じて、支援の方法を変えています。

初めて宿題をする１年生の時期には、学童でも自主的に学習できるよう場所・時間を設け宿題をする習慣が身につくよう声をかけています。

学年があがるとともに、大人が決めた枠組みではなく、子ども自身がいつやるかを考え、見通しをもって、決め、実行するためのサポートをしていきます。

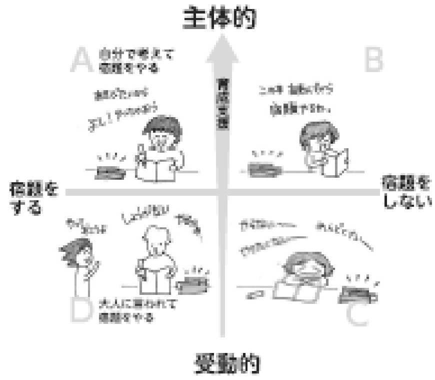

放課後は、その子のもの

Scene5 そうじ・かたづけ

そうじ、かたづけは、他の活動と同様に、みんなの場所（＝どの子にとっても、気持ちがよい、過ごしやすい）を、子どもたち自身の力でつくる営みです。

遊び（活動）の区切りとして、気持ちを切り替える時間であると同時に、次の遊び（次の日の遊び）への準備の時間でもあります。

＊学童にあるものは、みんなが使う共有物です。ものを大切にするということは、人との関わりを大切にするということです。乱暴な扱いがあるときなどは、「さまざまな人々の協力があって、おもちゃや道具、そして施設が整えられている」ことを伝えます。

＊「先生がおこるからかたづける」という受動的な位置に子どもを置き続けることは子どもの成長にはつながりません。

＊「かたづけられないから、すぐにとりあげる・使用禁止にする」という対応は、子どもが自ら考える機会を奪うことになります。例えば、おもちゃや道具の使い方にかかわるルールなども、大人が勝手に使い方を決めるのではなく、子ども同士の対話を通じて、子どもが自分たちで決めていけるように支援します。

＊衛生的に問題があること、放置すると危険な状態になることは、大人が速やかに対応します。そうでない場合は、子どもに問いかけ、ともに考え、ともに状況を改善します。

＊学童は、日付を超えて遊びを継続させることができる場所です。子どもが作品づくりを翌日に持ち越す場合など、大人から見て「かたづいていない」場合でも、子どもにとっては遊びの途中という場合もあります。

※左の図の状態（「がみがみ」）は、言う方も、言われる方も「気持ちがよい、過ごしやすい」状態とはいえません。

子どもが主体になれるかたづけのための工夫（例）

＊レゴなどの繰り返し作り直すおもちゃは、「作品」ができたら、「お迎え時に保護者に見せる」や「写真をとって記録にのこす」など、子どもが自分で気持ちの区切りをつけられるように工夫することや、制限して終了することがやさします。

＊その場に、「作品」を残したいが、かたづけないと次の遊びができないような場合などは、本人が他の子に聞いて見るようにうながしていくことも。

＊片付けやすいように場所を決めてシールをはるなど、環境を整えておくと、大人の指示が少なくなります（カタチに合わせておいたり、入れ物にさらっと入れるのが好きという性質を利用する）。

＊「（気が済むまで）十分に遊んだ」という実感が出ると、自らかたづけることにつながっていきます。うまく時間を工夫したいですね。

＊仲間関係ができていなかったり、安定のコミュニティへの帰属意識が強いと、そうじやかたづけなど他者のための動きにつながっていかない時もあります。また家庭環境から、家に、かたづけやそうじを知らないという子もいます。前者の場合は、まずは関係づくりを、後者の場合はそうじとは何をすることなのかを丁寧に伝えて、一緒にやっていくという対応が必要になります。

Scene6 降所（またあした！）

（1）降所時は、一人ひとりの子どもに、「今日は楽しかったね」「○○は残念だったね、また明日一緒にやろうね」などの声をかけ、その日の出来事や気持ちをあらためて共有します。その日、楽しく過ごせたか、納得できていないことはないか、心身に問題はないかを言葉や表情のやりとりを通じて確認します。

（2）また、「明日も○○しようね」「明日も待っているよ」などの声掛けを通じて、翌日も安心して登所できる場所であること、自分を待っているということが感じられるようにします。

（3）お迎えの時間は、保護者にその日の子どもの様子を伝える大事な機会です。具体的なエピソードを通じて、子どもと過ごす喜びや子どもの成長を分かち合うとともに、課題になっていることがあれば、共有し、一緒に取り組んでもらえるように相談します。

＊課題になっていることについて、保護者に伝えるときは、支援員として育成支援の方針・見通しも同時に伝えます。

Topic1 行事

（1）行事は、子どもたちが新しい世界そして自分に出会う機会です。非日常の機会を設定することで、「やってみたい」という子どもの主体性を引き出したり、仲間と協力・苦労する中で他者との豊かなかかわりを体験したりすることができます。

（2）行事は、子どもたちの日常の遊びの中から発展して発案された行事、大人が意図して設定した行事があります。そのいずれであっても、日常の保育とのつながりの中で営まれるものです。行事の当日に至るまでの過程の中に、子ども自身が主体的に取り組むことができれば、それは子どもたちにとって楽しい時間でもあり、成長の機会となっていきます。

※行事はチョココロネ
子どもの発案、大人の発案どちらも、チョコ＝子ども自身の工夫（次第）や時間があるかどうかがポイント。なければその行事は育成支援として必要なのかどうかを再考しましょう。

＊大人が設定した行事は、当日の結果（例えば「見映え」）だけに目がいきがちになるので注意が必要です。結果を重視するあまり、準備の過程などで、大人が子どもにあれこれと指示したり、大人が先にやってしまったり、子どもたちの主体的な活動を奪う時間となってしまっては、育成支援とはいえません。行事もまた「遊び」（「Scene2 遊び」の項目参照）であることを基本に支援をします。

※準備のプロセスそのものが遊び

Topic2 ケンカ

（1）ケンカなど、友達とのトラブルは、大事な成長の機会と考えます。ケンカは、自分の思いを相手にぶつけ、また、相手からも気持ちをぶつけられることです。ケンカの中で、子どもは、自分の気持ちがどうすれば相手に伝わるのかを知り、相手の思いを受け止めることの意味を学びます。自分の気持ちと相手の気持ちの間で葛藤することを通じて、他者と折り合いをつけていくことを学んでいきます。トラブルとその修復を繰り返すことで、子どもたちは仲間との信頼関係を育み、他者と関わる力を育んでいきます。それゆえ学童保育では、ケンカをすべて悪いものとして一律に禁止することはしません。

（2）子ども同士のトラブルの際には、「ごめんね」「いいよ」といったうわべだけの言葉で済ませるのではなく、互いに納得できているかどうか、という視点で見守ります。必要に応じて、「どうしたかったのか？」と互いの思いが伝わるようにサポートしたり、「どうしたらよかったのだろうか」と子ども自身に問いかけ、子どもとともに考えたりします。

＊大きな怪我につながるような場合は、迅速に介入します。

＊いじめは、ケンカとは違うものです。いじめは強者と弱者（支配と被支配）の力関係が固定化した状態です。いじめが続われる場合、支援員は迅速に介入し、関係の修正に動きます。

一人ひとりの子どもの事情・気持ちに関心を寄せることから

Topic3 ケガ（リスク・ハザード）

学童は、遊びを中心とした生活の場です。家庭と同じように、ケガなど、さまざまな出来事が起こります。生活の中からこれらのリスク（マイナス要因）のすべてを排除することはできません。無理にしようとすると、保育は「あれもダメ、これもダメ」という単なる管理となり、結果、「学童がおもしろくない（行きたくない）」という声にもつながりかねません。リスクをともなう活動については、常にその価値とリスクの双方に配慮し、子どもたちの成長に適切な環境づくりを目指します。

（1）子どもたちは遊びの中で、新しい世界と出会い、失敗をしながら危険を知り、身を守る術を学びます。子どもたちの中には「自分の力でできるようになりたい」という思いがあり、リスクがあってもやってみる（＝自ら挑戦し、その結果を引き受ける）という体験を繰り返しながら、責任をもつことができる主体として成長していきます。

（2）他方、死亡や後遺症の残るような重大なケガ（ハザード）に対しては、その発生の可能性を極限まで下げることを目指します。危険因子を排除し、物的、人的な環境を整えます。

（3）ケガ等が起こった場合、傷の手当、気持ちの受け止めなど、心身のケアを迅速に行います。また、必要に応じて、保護者とも状況を共有し、子どもの安全と安心に対して、できる限りの対応をします。

＊「先生がダメって言ったから」ではなく、「今の遊び方はどうだったかな？」「○○な所が危なかったよ」とふりかえりながら、子どもたちに一緒に考えるように投げかけます。子ども自身が遊び方や危険に対する判断力、どうすれば危険にならずに楽しく遊ぶことができるようになるかを考え、行動できる力を育んでいけるようにしています。

Topic4 班活動

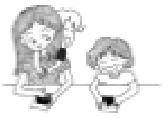

　班活動（異年齢の小グループ活動）は、多くの学童で行われている子どもたちの活動です。その目的は、子どもたちが仲間として互いを認め、自治をすすめることにあります。自治とは、自分や自分たちに関することを、自ら決め、その結果を引き受けること、すなわち自由になることです。

（1）他の子との関係ができていない子が、所属を持つことで安心を感じることができます。

（2）特定の子だけとのかかわり（仲良し同士だけ）ではなく、異年齢や性別の違いをこえて、多様な人間関係を経験ます。

＊低学年の子や、入ったばかりの子は、班という所属を得ることで、安心できます。高学年の子は、低学年の子のケアをする体験を通じて成長します。

＊ただし、小さな集団は、リーダーのふるまいしだいで、安心できる空間かどうかが決まります。支援員は必要に応じて介入・運営のサポートをします。

＊小集団にすることは、ややもすると大人による管理のための手段に転嫁することに留意する必要があります。

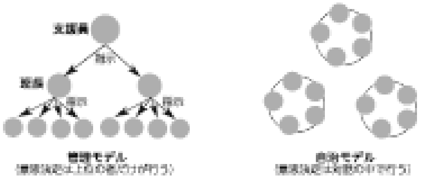

＊管理モデルと自治モデルは、どちらかだけで集団が成り立つわけではありません。例えば、緊急時等、安全の確保を優先する時などは、左の「管理モデル」が有効です。他方、管理モデルが常態化すると構成員の主体的な意欲を奪うことにもなります。誰もが居やすい場であるためには、自治が必要です。班は、助け合うこと、そして、自治を学ぶための場です。

あとがき

～子どもの自治＝「集団として安定する」ということ～

　この育成の指針を作成する中で、経験年数を重ねた職員から、しばしばこんな声を耳にしました。「落ち着いた学童になるのに少なくとも３年はかかります」と。詳しく聞くと、以下のような内容でした。

◯3 年前の子どもたちの様子

・子どもたちは、何をするにも支援員（大人）の許可を求めてきた。
・トラブルがあると支援員に解決を求めたり、言いつけに来る子も多かった。
・中学年の子でも、他の子のことは視野にはいらず、自分のことばかりを主張する子が、目立ち、いらいらしている子も多かった。
・仲のよい子としか遊んでいない。小さなグループがたくさん。
・大人のことを信用しておらず、大人の言葉に耳を傾けることがない。
・行事などは、指示がないとやらないか、または、「前の先生はやってくれたのに、どうしてやってくれないの？」と言ったりした。
・（以前からいる非常勤職員に聞くと）強い支援員（前任）がいるときは静かだが、その支援員が休みの日は、荒れることが多かった。

◯3 年後の現在（「落ち着いた学童」）

・子どもたちは生活の流れを把握しているので、大人が声を張り上げるようなことはほとんどない。
・どの子も、特定の子だけではなく、どの子とも遊んでいる。
・支援員が前にたつと、自然とみな耳を傾けてくれる（自分たちにとって意味がある言葉を話すということを知っているからだろう）。
・行事も何をするのかは、自分たち自身で考えるものだと思っていて、日常の遊びの中からアイディアが生まれてくる。
・中・高学年の子が、自然なかたちで、低学年の子のサポートをしている。ケンカがあっても、仲裁に入り、両方の言い分を聴いていたりする。

　こうした議論を重ねていくうちに、やはり支援員が子どもたちのモデルになっているのではないか、ということに思い至りました。

　支援員のふるまいを、子どもたちはよく見ています。例えば、ケンカがあったら両者からはなしを聞く姿。誰もが居やすいような場にしようと配慮する姿。その姿をモデルとして、他者とのつきあい方を学んでいきます。

　自分の意見も無視されることはない、という経験が、他人の意見を無視しないという姿勢になっていきます。問題行動を起こしても、どうしたかったのかと聞かれ、どうすればよかったのかと一緒に考えてくれることで、問題行動以外の方法で自分の気持ちを伝えることができるようになっていきます。

　この冊子の各ページに記したように、大人が子どもたちを、ひとりの人として尊重すること。時間も手間もかかるけれど、このことを丁寧に積み重ねていく。すると、子どもたちも同じように他の子を尊重するようになっていきます。

　高学年に尊重してもらった低学年の子どもたちが、やがて高学年になったときに同じことをまた低学年にしていく。「落ちついた学童」とは、そんな他者を尊重する気持ちが循環している状態であり、子どもの自治とはこのことなのではないでしょうか。

　冒頭の「3 年かかる」の意味はこのことなのではないか、と。

　これが、すなわち「生き活木」（3 ページ）の理解にもとづく支援なのではないだろうかと。

　とはいえ、大規模であったり、園庭がないなど、さまざまな物理的に困難な環境があって、現場の支援員の努力だけで、実現できるものではないこともあります。また運営の箇所数の増加もあり短い年数で異動せざるをえない状況も続いています。質のよい育成支援は、法人全体として取り組む保育環境の改善と、日々の支援員の丁寧な取り組みの両方があって、はじめて実現していけることです。その現実は踏まえた上で、この冊子は、育成支援の実践として、私たちがどこに向かって保育をすすめていくのかを示しました。

　この小さな冊子は、場面ごとに１人ひとりの子どもを尊重するとはどうすることなのか、それぞれの支援員の経験を持ち寄り、言葉にしたものです。日々の保育のふりかえりをする際に、その対応が「適切な対応だったか」が問われます。その「適切」とはどのようなことなのか？をなるべく明確にし、ふりかえりの議論の質を高めるために、本冊子をつくりました。

　細かなスキルは記していません。それは日々の保育の中で、互いに持ち寄り、学び合って、実践し、身につけていくものです。

　一緒に、学び合っていきましょう。

＊育成支援委員会（役職名は当時）

2018 年度
委員長：長谷川勝水（理事・職員）、副委員長：木村崇（理事・職員）
委員：西川正（理事・副会長）、富原千幸（理事・保護者）
職員：喜ヶ原信子、松本絵梨香、佐々木博行、内藤慎太郎、池田彩那

2019 年度
委員長：長谷川勝水（理事・職員）、副委員長：西川正（理事・副会長）
委員：富原千幸（理事・保護者）
職員：喜ヶ原信子、丸山紀寿子、佐々木博行、内藤慎太郎、池田彩那、野口明日香
オブザーバー：木村崇（理事・職員）、松本絵梨香（職員）、鈴木孝樹（副代表理事・職員）

2020 年度
委員長：長谷川勝水（理事・職員）、副委員長：西川正（理事）
委員：松本絵梨香（理事・職員）、齋藤みどり（理事・職員）
職員：喜ヶ原信子、丸山紀寿子、池田彩那、大桜田みなみ、石川彩乃、友光結愛
オブザーバー：富原千幸（理事・保護者）、鈴木孝樹（副代表理事・職員）

2021 年 9 月 15 日

発行：特定非営利活動法人あげお学童クラブの会
住所：〒362-0037 埼玉県上尾市上町 2-14-19(上尾市青少年センター内)
TEL：048-771-6945　FAX:048-777-6790

※本冊子の写真、イラスト、文章等の無断複製、複製、転載を禁じます。

©ageogakudouclub2021

【生き活木】

日々の育成支援をすすめる上で何を大事にしていくのか、その根幹にあたる部分（法人としての育成支援の方針）を全職員・理事の討議を経て言語化し、まとめたのが下記の図です。「学童での育成支援とは、遊びを中心にした生活の場として、子どもの自己肯定感（根）とそこから生まれる主体性（幹）を育むこと」であり、「支援員は子どもたちに安心を保障し、子ども自身が自ら挑戦・工夫できる環境を整えること」と確認しました。

放課後児童クラブ運営指針

2015 年 3 月 31 日　厚生労働省

１．放課後児童クラブ運営指針の目次構成

第１章　総則
１．趣旨
２．放課後児童健全育成事業の役割
３．放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第２章　事業の対象となる子どもの発達
１．子どもの発達と児童期
２．児童期の発達の特徴
３．児童期の発達過程と発達領域
４．児童期の遊びと発達
５．子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第３章　放課後児童クラブにおける育成支援の内容
１．育成支援の内容
２．障害のある子どもへの対応
３．特に配慮を必要とする子どもへの対応
４．保護者との連携
５．育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第４章　放課後児童クラブの運営
１．職員体制
２．子ども集団の規模（支援の単位）
３．開所時間及び開所日
４．利用の開始等に関わる留意事項
５．運営主体
６．労働環境整備
７．適正な会計管理及び情報公開

第５章　学校及び地域との関係
１．学校との連携
２．保育所、幼稚園等との連携
３．地域、関係機関との連携
４．学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第６章　施設及び設備、衛生管理及び安全対策
１．施設及び設備
２．衛生管理及び安全対策

第７章　職場倫理及び事業内容の向上
１．放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
２．要望及び苦情への対応
３．事業内容向上への取り組み

第１章　総則

１．趣旨

（１）この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。

（２）放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

２．放課後児童健全育成事業の役割

（１）放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第６条の３第２項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。

（２）放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。

（３）放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

３．放課後児童クラブにおける育成支援の基本

（１）放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

（２）保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学

校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

（3）放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

（4）放課後児童クラブの社会的責任

①放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

②放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。

③放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

④放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

⑤放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。

⑥放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第２章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

１．子どもの発達と児童期

６歳から 12 歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達的特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

２．児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

○ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。

○自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。

○学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。

○集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。

○発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

３．児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね６歳～８歳（低学年）、９歳～10 歳（中学年）、11 歳～12 歳（高学年）の３つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

（1）おおむね６歳～８歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分に大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

（2）おおむね９歳～10 歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的変化として表れる「９、10 歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

（３）おおむね 11 歳～12 歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。

身体面において第２次性徴が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

４．児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見いだし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

５．子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

（１）おおむね６歳～８歳の子どもへの配慮

○幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。

○放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。

○子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

（２）おおむね９歳～10 歳の子どもへの配慮

○「９、10 歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的変化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。

○同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをする。

（３）おおむね 11 歳～12 歳の子どもへの配慮

○大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。

○ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。

○思春期・青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

（４）遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

第３章　放課後児童クラブにおける育成支援の内容

１．育成支援の内容

（１）放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。

（２）放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

（３）子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。

（４）子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存

在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。

①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。

・放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
・放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。
・子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
・子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。

②子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。

・子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
・子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
・遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。

③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。

・子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。
・放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
・放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。

④放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする。

・手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
・子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。

⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。

・子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。
・子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるようにする。
・遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
・子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。
・屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
・子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
・放課後児童クラブの子ども達が地域の子ども達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
・地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。

⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。

・子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
・子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。
・行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。

⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。

・発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
・おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
・食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。

⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。

・子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
・子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。
・事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。

⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

・放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
・子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

２．障害のある子どもへの対応

（１）障害のある子どもの受入れの考え方

○障害のある子どもについては、地域社会で生活する平

等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。

○放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。

○障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。

○地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

（2）障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

○障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。

○継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。

○障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。

○障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。

○障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

3．特に配慮を必要とする子どもへの対応

（1）児童虐待への対応

○放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、法第 25 条の２第１項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。

○児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

（2）特別の支援を必要とする子どもへの対応

○放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

○放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

（3）特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

4．保護者との連携

（1）保護者との連絡

○子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。

○放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。

○保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

（2）保護者からの相談への対応

○放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。

○保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

（3）保護者及び保護者組織との連携

○放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。

○保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

5．育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

（1）育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

○子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。

○日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。

○職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。

○通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子

どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

（2）運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

・業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）
・運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
・おやつの発注、購入等
・遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
・保護者との連絡調整
・学校との連絡調整
・地域の関係機関、団体との連絡調整
・会計事務
・その他、事業運営に関する記録

第４章　放課後児童クラブの運営

１．職員体制

（1）放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに２人以上の放課後児童支援員(基準第10条第３項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの）を置かなければならない。ただし、そのうち１人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。

（2）放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが 20 人未満の場合で、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

（3）子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

（4）放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。

２．子ども集団の規模（支援の単位）

（1）放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。

（2）子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、１つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね 40 人以下とする。

３．開所時間及び開所日

（1）開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。

（2）開所時間については、学校の授業の休業日は１日につき８時間以上、学校の授業の休業日以外の日は１日につき３時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。

（3）開所する日数については、１年につき 250 日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。

（4）新１年生については、保育所との連続性を考慮し、４月１日より受け入れを可能にする必要がある。

４．利用の開始等に関わる留意事項

（1）放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。

（2）放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。

（3）利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。

（4）特に新１年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。

（5）子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

５．運営主体

（1）放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。

（2）放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。

○子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
○地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
○放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
○子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
○放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重

要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。

○放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

６．労働環境整備

（１）放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

（２）放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。

（３）放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

７．適正な会計管理及び情報公開

（１）利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。

（２）社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 75 条第１項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

第５章　学校及び地域との関係

１．学校との連携

（１）子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。

（２）学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。

（３）子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

２．保育所、幼稚園等との連携

（１）新１年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

（２）保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

３．地域、関係機関との連携

（１）放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。

（２）地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。

（３）事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。

（４）子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

４．学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

（１）学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ

○学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。

○「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。

○放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図る。

（２）児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

○児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

○児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。

○放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

第６章　施設及び設備、衛生管理及び安全対策

１．施設及び設備

（１）施設

○放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。

○専用区画の面積は、子ども１人につきおおむね 1.65 ㎡以上を確保することが求められる。

○室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子ども

が心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
○子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
○子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。
（2）設備、備品等
○衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
○年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

2．衛生管理及び安全対策

（1）衛生管理
○手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
○施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
○感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
○感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。
（2）事故やケガの防止と対応
○日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
○事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
○放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
○おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
○事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
○放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。
（3）防災及び防犯対策
○放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年２回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
○市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
○災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
○災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。
（4）来所及び帰宅時の安全確保
○子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
○保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

第７章　職場倫理及び事業内容の向上

1．放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

（1）放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
（2）放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。
○子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
○児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
○国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
○守秘義務を遵守する。
○関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
○保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
○放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
○事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2．要望及び苦情への対応

（1）要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。
（2）苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。
（3）子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅

速かつ適切に、誠意を持って対応する。
（4）要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

3．事業内容向上への取り組み

（1）職員集団のあり方
○放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。
○放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
（2）研修等
○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。
○放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
○放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。
（3）運営内容の評価と改善
○ 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
○ 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

埼玉県放課後児童クラブ ガイドライン

2015 年 3 月　埼玉県

１　ガイドラインの趣旨

この埼玉県放課後児童クラブガイドラインは、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年４月３０日厚生労働省令第６３号）（以下、「設備運営基準」という。）を踏まえ、埼玉県が目指す放課後児童クラブの望ましい基準を示したものである。

各市町村が定める条例等を遵守した上で、国の放課後児童クラブ運営指針と併せ、放課後児童クラブの設備及び運営の向上への参考としていただきたい。また、旧埼玉県放課後児童クラブ運営基準にあった様式例等は様式集として取りまとめたので、必要に応じ適宜修正し活用していただきたい。

なお、このガイドラインは今後、国が策定する省令や通知を踏まえ、必要に応じ、随時見直しを行う予定としている。

２　総論関係（設備運営基準第１条～第８条）

（１）最低基準の向上について（第３条第及び第４条）

市町村が最低基準を常に向上させるよう努めること及び、放課後児童健全育成事業者（以下、「事業者」という。）が最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させることを実現するため、市町村は、各放課後児童クラブに対して、現場確認を含めた設備運営の実態調査を定期的に行うこと。

また、県は毎年、各市町村における放課後児童クラブの設備及び運営の状況を調査し、これを公表する。

（２）対象児童の範囲（設備運営基準第５条第１項）

放課後児童健全育成事業における支援の対象となる、小学校に就学している児童については、次のことに配慮すること。

ア保護者の疾病や介護などにより昼間家庭で養育が困難な場合は対象とする。

イ地域の実情に応じ、配慮するよう努めること。

①児童については、特別支援学校小学部のほか、公立小学校以外（国立、私立、外国人学校）の児童等についても受け入れ対象とする。

②児童は、各市町村内に在住又は在学のいずれかを満たす場合を対象とする。

③保護者以外の同居人（祖父母など）が在宅の児童も対象とする。

④その他、児童の生活環境や児童の発達状況等から健全育成上、放課後児童クラブが必要と認められる児童を対象とすることができる。

３設備に関する基準（設備運営基準第９条）

（１）必要面積（第９条第２項）

専用区画の面積については、設備運営基準を超えて、次のとおりとする。専用区画の面積は、クラブ室内の児童が生活（休息・遊び・学習など）するスペースであり、児童１人につき設備部分を除いて１．６５㎡（畳１畳分）以上の広さを確保する。

４　職員に関する基準（設備運営基準第１０条）

（１）放課後児童支援員の配置（第１０条第２項）

放課後児童支援員の配置については、設備運営基準を超えて、次のとおりとする。

①放課後児童クラブにおいて利用者の支援に従事する職員である放課後児童支援員（以下「支援員」という。）については、各支援単位の児童数に応じた次の配置とする。

児童数	２０人未満	２０人以上
支援員数	２名以上	３名以上

※児童数増に伴って支援員の増員が必要な場合は増員を図る。

②常勤職員の配置支援員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤での複数配置に努める。

※「常勤」とは事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者。

（２）支援の単位（第１０条第４項）

支援の単位については、設備運営基準を超えて、次のとおりとする。集団活動を指導できる規模である一つの支援単位の児童数は、４０人以下とする。一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合は、支援の単位ごとに活動を行う場所が特定できるよう壁やパーテーションで区切るよう努めること。

５　運営に関する基準（設備運営基準１１条～２１条）

（１）　利用料等について（第１４条第４号）

ア適正な執行管理

利用者の保護者が支払う利用料等の徴収、管理及び執行は、適正な管理者のもと最善の注意を持って行い、定期的な検査や決算報告など必要な会計ルールを定め、適正で開かれた執行を行うこと。

イ利用料の軽減

利用料の納付義務者において、特別の事情があり、保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときなどは、各市町村における他の制度との整合を図りながら軽減に努めること。

（２）開所時間及び日数について（第１８条）
　事業者が定める開所時間及び日数については、設備運営基準に加え、次のとおりとする。

ア開所時間：開所時間は児童を受け入れる体制が整っている時間であり次のとおりとする。
①平日は、学校の終業時間から１８時３０分まで開所すること。
②学校休業日は、８時００分から１８時３０分まで開所すること。
③開所時間は、保護者の労働などの実態に合わせて延長するよう努めること。
④開所時間の前後の時間を使い、必要な準備時間を設けること。

イ開所日：開所日は、地域の実情や保護者の就労状況を考慮し設定する。
①平日、土曜日、夏休み、冬休み、春休みは開所すること。
②学校休業日で開所の必要がある場合は開所すること。
③重大な災害や感染症が発生したときなど休室とする場合を想定して、事前に、児童の保護者と学校との協議を行っておくこと。

６　障害児の入室に関すること

　保護者が労働等により昼間家庭にいない場合の小学校に就学している児童などで、障害のある児童（以下、「障害児」と称する。）に対して、放課後の生活を通して様々な児童と活動をともにすることにより、障害児の健全育成を図るよう努める。

（１）障害児の受入れの進め方について
ア 対象児童
　受入れの対象となる障害児は以下の要件を満たすものとする。
①障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童
②他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件を満たしている児童
③事業実施主体（市町村、事業者）が入室を認めた児童
イ 入室判定
①入室判定の趣旨
　障害児本人の障害の程度や種類、放課後児童クラブ側の条件によっては、当該障害児の障害に配慮した指導を行うことが困難な場合が考えられる。そのため、入室について慎重な判断が必要とされることから、極力、障害児及びその保護者の立場に立ち、入室判定を行うこと。
②児童の入室を判定するため、入室判定会議を開催すること。
③入室判定は、次により行う。
１）児童確認書類
　支援に当たる上で、保護者と連携しながら行うことが必要であり、児童の障害や家庭での状況など、必要な状況を把握すること。（障害のない子どもの調査票に準じて作成）
・生活状況調査票（学校での状況も含む）
・障害に関する状況調査票
・その他必要とする申し出書
２）面接
　市町村担当課及び支援員は、入室希望の児童及び保護者と面接を行い、上記調査票の内容やその他の注意点などを確認又は情報交換すること。
３）入室判定会議
　市町村担当課、事業者は、入室の判定を行うための会議を開く。（入室判定会議の構成員の例）事業実施責任者、支援員、当該児童の担任等の教員、障害に関する有識者など
４）判定会議の結果
　入室に対する判定結果は、保護者あて通知するものとする。特に入室を承諾しない場合については、その理由を付して行うものとする。

（２）支援員の増員について
　障害の児童を保育する場合には、障害の内容や児童の体格などの条件により、障害児を受け入れるために必要な専門知識等を有する支援員の配置人数を考慮して行うよう努めること。

（３）施設の改修について
　施設の新設や改修に当たっては、障害のある児童の受入を前提にした配慮が必要であり、バリアフリー構造となるよう埼玉県福祉のまちづくり条例・同施行規則に準じること。また、実際の入室に伴って生じる補完的な補修も生じると考えられるので、その都度適宜対応するよう努めること。

（４）関係機関との連携について
　児童の生活経過や日常の対応に関与している機関などとは、児童の日常保育を実施するためには連携をする必要がある。保護者と連携先などを協議し、必要がある場合には、関係機関に相談や情報提供を行うこと。
（関係機関の例）
・市町村　小学校担当教諭、障害児童福祉担当課、保健センター、就学前に通所していた保育所や通園施設、病院
・県　保健所、児童相談所、特別支援学校
・その他　放課後等デイサービス事業所、障害者通所・入所施設など障害に関する業務を行っている施設

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2020年4日1日施行　上尾市

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の８の２第１項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第２条　最低基準は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第３条　市長は、上尾市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

２　市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第４条　放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第５条　放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営をしなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

４　放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

５　放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第６条　放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

２　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第７条　放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第８条　放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第９条　放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

３　専用区画及び第１項に規定する設備、備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業

所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
4　専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）
第 10 条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
2　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第５項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事若しくは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市の長が行う研修を修了したもの又は本市において次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事した日から起算して 24 月（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって従事しない月があるときは、24 月にその月数を加えた月数）を経過する日までの間に当該研修の修了を予定しているものでなければならない。
（1）　保育士の資格を有する者
（2）　社会福祉士の資格を有する者
（3）　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの
（4）　教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第４条に規定する免許状を有する者
（5）　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
（6）　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者
（7）　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（8）　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（9）　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
(10)　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
4　第２項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。
5　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）
第 11 条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）
第 12 条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）
第 13 条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3　放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（運営規程）
第 14 条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
（1）　事業の目的及び運営の方針
（2）　職員の職種、員数及び職務の内容
（3）　開所している日及び時間
（4）　支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
（5）　利用定員
（6）　通常の事業の実施地域
（7）　事業の利用に当たっての留意事項
（8）　緊急時等における対応方法
（9）　非常災害対策
(10)　虐待の防止のための措置に関する事項
(11)　その他事業の運営に関する重要事項

（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）
第 15 条　放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）
第 16 条　放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2　放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）
第 17 条　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
2　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
3　放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）
第 18 条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。
（1）　小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業　1 日につき 9 時間
（2）　小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業　小学校の授業の終了時刻から午後 6 時 30 分までの時間
2　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1 年につき 250 日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

（保護者との連絡）
第 19 条　放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）
第 20 条　放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）
第 21 条　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附　則

（施行期日）
第１条　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日（平成 27 年４月１日）から施行する。

（経過措置）
第２条　この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業が行われている場所に対しては、第９条第２項の規定は、当分の間、適用しない。
２　この条例の施行の日から令和２年３月 31 日までの間における第 10 条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和２年３月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。
３　この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業が行われている場所における支援に対する第 10 条第４項の規定の適用については、同項中「40 人」とあるのは、当分の間、「70 人」とする。

附　則（平成 28 年条例第 36 号）
この条例は、平成 28 年７月１日から施行する。
附　則（平成 30 年６月 29 日条例第 34 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 31 年３月 29 日条例第８号）
この条例は、平成 31 年４月１日から施行する。
附　則（令和元年６月 28 日条例第８号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（令和２年３月 26 日条例第 14 号）
この条例は、令和２年４月１日から施行する。_
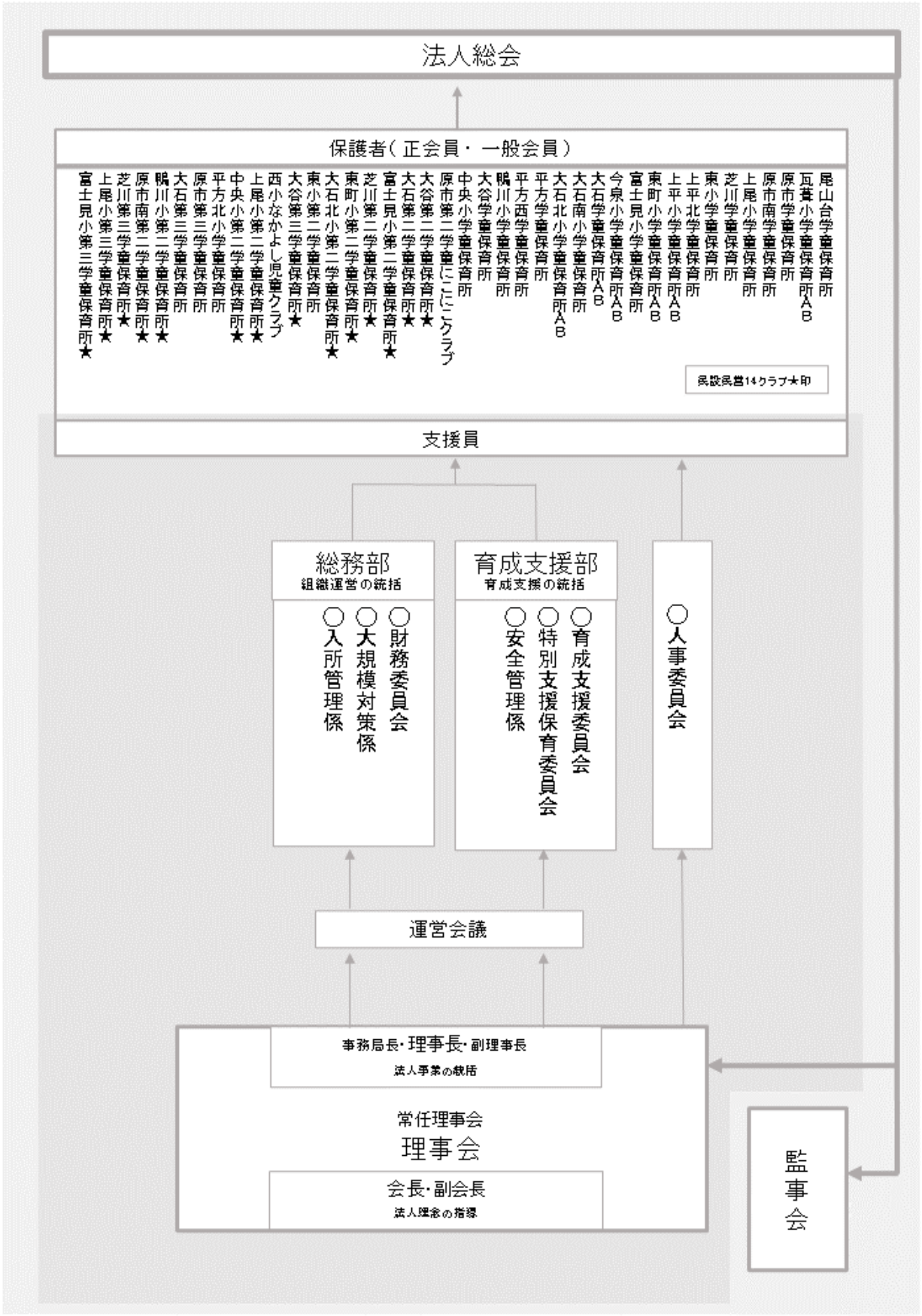
特定非営利活動法人あげお学童クラブの会　組織図